

第3章 風水害応急対策計画

第1節 活動体制計画

〔 方針・目標 〕

- 利根川、荒川などの河川情報や被害発生情報に対応して、災害警戒本部・災害対策本部を設置して迅速な対応をとる。
- 被害が集中した地域の災害対策を効果的に進める必要がある場合は、分庁舎等の公共施設に現地災害対策本部を設置して対応にあたる。

第1 市本部の設置・廃止

| | |
|-------|------------------|
| 市担当部班 | 本部事務局 |
| 関係機関 | 北部地域振興センター、熊谷警察署 |

熊谷市災害対策本部又は熊谷市災害警戒本部（以下「本部」という。）の設置は、次のように行う。

1 本部の設置・廃止基準

本部の設置・廃止基準は、次のとおりである。

■本部の設置・廃止基準

| | 災害警戒本部 | 災害対策本部 |
|----|--|--|
| 設置 | (1) 小規模の災害が発生したとき。 (2) 中規模の災害が発生したとき又は予想されるとき。 (3) その他市長が必要と認めたとき。 | (1) はん濫注意情報又ははん濫警戒情報が発表されたとき。 (2) 複数の箇所では被害が発生したとき。 (3) 大規模な災害や広範囲にわたる被害が発生したとき又は予想されるとき。 (4) その他市長が必要と認めたとき。 |
| 廃止 | (1) 災害対策本部を設置したとき。 (2) 災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと市長が認めたとき。 | 災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと市長が認めたとき。 |

2 本部の設置・廃止の決定

本部の設置、廃止の決定は、次のとおりとする。

- (1) 部長等は本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監を通じて市長に本部の設置を要請する。
- (2) 危機管理監は、部長等から要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、市長に本部の設置を要請する。
- (3) 市長が不在の場合は、①副市長、②危機管理監の順に代行する。

3 設置・廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合、危機管理監は電話その他適当な方法により、各部長、県知事、市防災会議の委員、報道機関、その他関係機関に周知するとともに、市民等に広報する。

通知の際は、必要に応じて関係機関等へ本部連絡員の派遣を要請する。

4 準備体制

危機管理監は、次のような場合、市本部設置に備えた準備体制をとり、活動を指揮する。

- (1) 暴風・大雨・洪水等の気象警報が発表され、災害が発生すると予想したとき。
- (2) 水防警報が発表されたとき。

■準備体制の活動内容

| | |
|-----------|-----------------|
| ◇情報の収集、伝達 | ◇被害状況の把握、県等への報告 |
| ◇広報活動 | ◇所管施設の点検、応急措置等 |

【様式編】5 配備通知書

第2 市本部の開設・運営

| | |
|-------|-------|
| 市担当部班 | 本部事務局 |
| 関係機関 | |

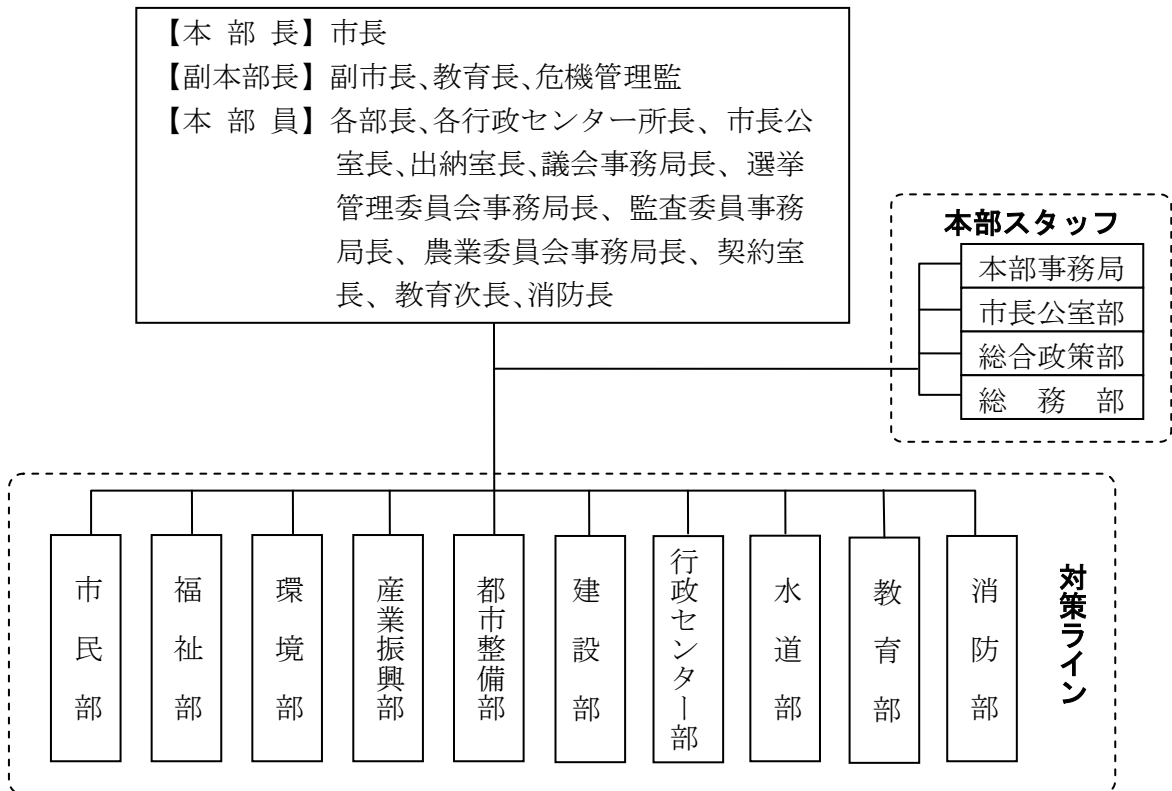
1 本部の開設

本部の設置場所は、原則として市本庁舎 302・303 会議室又は議会棟委員会室内とする。

ただし、建物の被災等により本庁舎内に設置できない場合は、①熊谷地方庁舎、②その他の公共施設等の順に移設先を検討し、本部長の判断により移設する。

2 組織

本部の組織及び事務分掌は、熊谷市災害対策本部条例及び熊谷市災害対策本部に関する規程の定めるところによる。



なお、災害警戒本部は、災害対策本部に準じた組織体制とする。

3 本部会議

災害に関する情報を分析し災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は本部会議を随時招集する。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長をつとめる。

なお、本部員に事故ある場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。

4 班長会

本部長は必要があると認めるときは、班長会を設置する。

班長会は、本部スタッフ及び各対策部の班長をもって構成し、副本部長が指揮する。

5 現地災害対策本部

本部長は、災害現場の近くに対策拠点を設ける必要があると認めるときは、分庁舎又は現場付近の公共施設等に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、副本部長が指揮をとる。

6 国・県の現地災害対策本部との連携

国や県の現地災害対策本部が市内に設置された場合は、それらと連携して、効果的な災害対策を行う。

【資料編】14 災害時事務分掌

第3 関係機関の活動体制

| | |
|-------|-------|
| 市担当部班 | 本部事務局 |
| 関係機関 | 各機関 |

各防災関係機関は、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える。

また、市本部への助言、本部との密接な連携・情報交換のため、市本部への本部連絡員の派遣に努める。

第2節 動員配備計画

[方針・目標]

- 河川のはん濫による避難を迅速に行うため、はん濫注意情報が発表された段階で災害対策本部を設置し、必要な要員を動員する。
- 気象警報、水防警報の発令により事前準備を行う体制をとる。
- 小規模な災害発生には、災害警戒本部を設置し対応にあたる。また、気象警報等の情報入手の段階から配備を行い、情報収集をするなど災害発生に備える。

第1 市職員の動員・配備

| | |
|-------|----------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、総務部庶務職員班 |
| 関係機関 | |

1 配備の決定

気象情報等に関する危機管理監の報告に基づき、市長が必要な配備態勢を判断する。

■ 配備態勢と判断基準

| 配備態勢 | | 判断基準 | 配備職員 |
|----------|----------|---|------------------|
| 準備体制 | 1号 配備 | ①暴風・大雨・洪水等の気象警報が発表され、災害が発生すると予想したとき。 ②水防警報が発表されたとき。 ③その他、市長が必要と認めたとき。 | 危機管理室、所要の職員 |
| 災害警戒本部体制 | 2号 配備 | ①小規模の災害が発生したとき。 ②その他、市長が必要と認めたとき。 | 関係課所の係長以上、所要の職員 |
| 災害対策本部体制 | 3号 配備 | ①はん濫注意情報が発表されたとき。 ②複数箇所被害が発生したとき。 ③その他、市長が必要と認めたとき。 | 関係課所の係長以上、応急対策要員 |
| | 4号 配備 | ①はん濫警戒情報が発表されたとき。 ②大規模な災害や広範囲の被害が発生したとき又は予想されるとき。 ③その他、市長が必要と認めたとき。 | 全職員 |

2 職員の動員

- (1) 勤務時間内は、総務部長から各部長に配備態勢を伝達するとともに、庁内放送を行う。また、出先や外出中の職員等に対しては、各部長から伝達する。
- (2) 勤務時間外は、総務部長から各部長へ連絡し、各職員に対して各部の連絡網により伝達する。

3 動員区分及び動員人員

配備先は、勤務場所とする。

ただし、勤務場所以外の場所に動員させる場合は、所属長が指示する。

4 職員動員の報告

各課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、所属部長を通じて、総務部長に報告する。

職員課長（庶務職員班長）は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて、市長（本部長）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、当日は1時間ごととする。

5 職員の服務

すべての職員は、次の事項を遵守する。

- (1) 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- (2) 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
- (3) 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- (4) 正規の勤務時間が終了しても所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- (5) 災害現場に出動する場合は、腕章及び名札を着用し、また自動車には標旗及び標章を使用する。
- (6) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

6 参集時の留意事項

- (1) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの分庁舎に参集する。
また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段を持ってその旨を所属の長若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。
- (2) 災害のため、緊急に参集する際は、作業服又は作業に適する服装を着用し、携帯品は、特に指示があった場合を除き、食料3食分、飲料水、ラジオ、懐中電灯とする。
- (3) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者に報告する。

- 【資料編】 15 災害時配備体制
16 腕章及び標旗

- 【様式編】 4 配備発令書
5 配備通知書
6 動員人員調査票
7 動員職員調査票
8 動員職員名簿
13 本部長指令

第2 関係機関の動員配備

| | |
|-------|-------|
| 市担当部班 | 本部事務局 |
| 関係機関 | 各機関 |

各防災関係機関は、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための配備態勢をとり、必要な職員を速やかに動員する。

第3節 自衛隊災害派遣要請・相互応援協力計画

[方針・目標]

- 被災者の救出活動等において応援が必要な場合は、迅速に自衛隊の派遣要請ができるよう情報を収集し、受け入れ体制を確立する。
- 大規模災害の場合は、市単独では対応が困難なため、消防機関、協定先の自治体の応援を要請し、連携して効果的な対策を実施する。

第1 自衛隊災害派遣要請

| | |
|-------|-------|
| 市担当部班 | 本部事務局 |
| 関係機関 | 自衛隊 |

1 災害派遣要請の依頼

(1) 市長の災害派遣要請依頼

本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事に対して電話又は口頭で次の事項を明らかにして災害派遣要請を依頼し、事後速やかに文書を提出する。

また、通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の部隊の長に通知し、事後、所定の手続を行う。

■ 災害派遣要請の手続

| | |
|---------|---|
| 提出（連絡）先 | 県危機管理防災部危機管理課 TEL 048(830)3115 FAX 048(830)4790 防災無線（地上系）TEL 83-6-3115 FAX 83-6-4790 "（衛星系）TEL 84-200-6-3115 FAX 84-200-6-4790 |
| 連絡方法 | 文書（緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付） |
| 要請事項 | ◇災害の状況及び派遣を要請する事由 ◇派遣を希望する期間 ◇派遣を希望する区域及び活動内容 ◇その他、参考となるべき事項 |

■ 緊急の場合の連絡先

| 部隊名 (駐屯地等) | 連絡責任者 | | 電話番号 |
|------------------------------|----------------------|---------------------------|--|
| | 時間内 | 時間外 | |
| 陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮) | 第3科長 | 部隊当直司令 (連隊夜間当直) | 大宮 (048) 663-4241~5 内線 435~439 時間外 402 |
| 陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬) | 第3部長 又は防衛班長 | 第1師団司令部 当直長 駐屯地当直司令 | 東京 (03) 3933-1161 内線 230・238・239 時間外 230 (第1師団司令部当直長) 301・302 (駐屯地当直司令) |
| 航空自衛隊 中部航空方面隊 司令部 (入間) | 運用第2班長 | 中空司令部当直幕僚 | 狭山 (04) 2953-6131 内線 2233 時間外 2204 |
| 海上自衛隊 横須賀地方総監 部 (横須賀) | 防衛部長 又は第3幕僚 室長 | オペレーション室 当直幕僚 | 横須賀 (046) 822-3500 内線 2210・2213・2224 時間外 (046) 822-3503 内線 2310 |

(2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

- ◇関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ◇知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ◇航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- ◇その他上記に順じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

2 災害派遣部隊の受入体制の確保等

(1) 受入体制

本部事務局は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。

■自衛隊の受入体制

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 作業計画の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ◇作業箇所及び作業内容 ◇作業箇所別必要人員及び必要器材 ◇作業箇所別優先順位 ◇作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ◇部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 |
| 資機材の準備 | <ul style="list-style-type: none"> ◇総務部が取りまとめ等統括する。 ◇必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係のある管理者への了解を取りつける。 |
| 自衛隊集結候補地 | 熊谷スポーツ文化公園 (状況により被害箇所近くの公共用地) |
| 連絡窓口 | <ul style="list-style-type: none"> ◇本部事務局に連絡窓口を一本化する。 ◇自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。 |

(2) 自衛隊の派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

■自衛隊の支援活動

| | |
|------------------|--------------------|
| ◇被害状況の把握 | ◇避難者の誘導、輸送 |
| ◇遭難者の捜索、救助 | ◇水防活動 |
| ◇消防活動 | ◇道路又は水路等交通上の障害物の除去 |
| ◇診察、防疫、病虫害防除等の支援 | ◇人員及び物資の緊急輸送 |
| ◇炊飯及び給水支援 | ◇救援物資の無償貸付又は贈与 |
| ◇交通規制の支援 | ◇危険物の保安及び除去 |
| ◇予防派遣 | ◇その他 |

(3) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

3 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね以下のとおりとする。

なお、その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。

また、派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができるものとする。

■負担経費

- ◇救助活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ◇宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ◇宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ◇救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償

【様式編】 9 自衛隊災害派遣要請書

10 自衛隊災害派遣撤収要請書

第2 地方公共団体等への応援要請

| | |
|-------|-------|
| 市担当部班 | 本部事務局 |
| 関係機関 | |

1 応援要請のための判断基準

応援要請のための判断は、おおむね次のような事態を目安とする。

■判断基準の目安

- ◇大規模な災害であるとき。
- ◇市には困難又は特殊な対応を要する災害態様であるとき。
- ◇隣接した市町への避難が効果的などとき。
- ◇被害の全体像の把握が不明だが、大規模な災害であると推測される時き。

2 応援の要請

(1) 県又は指定地方行政機関等への応援要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、以下のとおり知事又は指定地方行政機関等に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。

■県への応援要請手続

| | |
|------|--|
| 要請先 | 県危機管理防災部消防防災課 |
| | 指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんを求める場合は県） |
| | 消防庁長官（緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡がとれない場合） |
| 連絡方法 | 下記の表に掲げる事項を明記した文書 （ただし緊急を要し、文書を持ってすることが困難なときは、口頭又は電話、無線等で行い、事後速やかに文書送付） |

■県への応援要請手続上必要な事項

| 要請の内容 | 事項 | 根拠法令 |
|---|---|---|
| 県への応援の要請 又は応急措置の実 施の要請 | ◇災害の状況 ◇応援（応急措置の実施）を要請する理由 ◇応援を希望する物資、資材、機械、器具等 の品名及び数量 ◇応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ◇応援を必要とする活動内容（必要とする応 急措置内容） ◇その他必要な事項 | 災対法第68条 |
| 指定地方行政機 関、他都道府県 の職員又は他都道府 県の市町村の職員 の派遣又はあっせ んの要求 | ◇派遣要請又は派遣のあっせんを求める理由 ◇派遣要請又は派遣のあっせんを求める職員 の職種別人員数 ◇派遣を必要とする期間 ◇派遣される職員の給与その他勤務条件 ◇その他参考となるべき事項 | 派遣：災対法第 29条 あっせん：災対 法第30条 地方自治法第252 条の17 |
| 消防庁長官への消 防の応援の要請 | ◇災害の状況（負傷者、要救助者の状況）及 び応援要請の理由 ◇派遣を必要とする期間（予定） ◇応援要請を行う消防隊の種別と人員 ◇市への進入経路及び集結場所（待機場所） ◇応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み | 消防組織法 第44条 |

(2) 他市町村への応援要請

本部長は、相互応援協定を締結している市町村に各種応援を要請する。

(3) 協力協定等締結団体等への応援要請

本部長は、協力協定等を締結している市内団体・事業所等に各種協力を要請する。

【資料編】 48 応援協定

49 消防応援協定

第3 応援受入体制の確保

| | |
|-------|--------------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、総務部庶務職員班、消防部 |
| 関係機関 | |

1 地方公共団体からの応援受入

総務部は、他の地方公共団体からの応援受入について、県と相互に連絡を密にし、以下の事項に留意し、有効な活動ができるよう体制の確保に努める。

■地方公共団体からの応援活動

- ◇災害救助に関する業務(例:消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等)
- ◇医療応援に関連する業務(例:医療班、航空機、空港の提供等)
- ◇被災生活の支援等に関連する業務(例:物資の応援、応急危険度判定等)
- ◇災害復旧・復興に関連する業務(例:被災者の一時受入、職員の派遣による事務補助)
- ◇その他災害応急対策(国との防災訓練で検証がなされている業務等)

■受入体制の確保

- ◇関係機関との相互協力により、本部事務局が受入窓口となり総合調整するとともに、関係各部が他の地方公共団体の職員を受入れる。
- ◇応援職員に関する宿舎の確保等バックアップ業務は、総務部が行う。

■応援受入の対応

- ◇受入窓口の明確化
- ◇応援の範囲又は区域の明確化
- ◇担当業務の明確化
- ◇応援の内容の明確化
- ◇交通手段及び交通路の確保

2 広域的応援受入のための活動拠点施設

市域における広域的応援受入のための活動拠点施設は、以下のとおりである。

■活動拠点

| 名称 | 所在地 | 面積 (㎡) | 主な活動用途 | 避難場所 指定有無 |
|--------------------------------|-----------|-----------|---|--------------|
| 熊谷スポーツ文化公園 ※園内の一部熊谷防 災基地 | 上川上ほか | 883,000 | 防災活動拠点（物資の備蓄集配 機能及び避難場所） 防災基地（物資の備蓄集配機能 及び活動要員の集結機能） 自衛隊・緊急消防援助隊集結地 | ○ |
| 埋蔵文化財センター | 船木台 4-4-1 | 24,641 | 警察・消防応援隊 | |
| 妻沼東運動公園 | 上須戸 952 | 23,521 | 警察応援隊 | ○ |
| 江南庁舎駐車場 | 江南中央 1-1 | 10,335 | 警察応援隊 | |
| 大里庁舎 | 中曽根 654-1 | 9,498 | 消防応援隊 | |
| 妻沼庁舎 | 弥藤吾 2450 | 14,477 | 消防応援隊 | |
| 熊谷市消防本部 | 原島 675-1 | 4,062 | 消防応援隊 | |
| 別府沼公園 | 西別府 1456 | 171,000 | 消防応援隊 | ○ |
| 妻沼運動公園 | 飯塚 200 | 101,230 | 消防応援隊 | ○ |
| 妻沼中央公民館 | 妻沼東 1-1 | 16,397 | 自衛隊派遣部隊 | ○ |

第4節 警報及び注意報伝達計画

〔方針・目標〕

- 河川管理者、気象台等が発表する情報を確実に把握・分析し、避難情報を遅れることなく発令する体制を確立する。
- 警戒段階から被害情報等を一元的に管理し、災害対策本部内で情報の共有化を図る。

第1 気象警報・注意報及びその他の防災情報の伝達・周知

| | |
|-------|--|
| 市担当部班 | 本部事務局、建設部建設班、行政センター一部産業建設班 |
| 関係機関 | 熊谷地方気象台、荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所 |

1 注意報・警報等の種類及び発表基準等

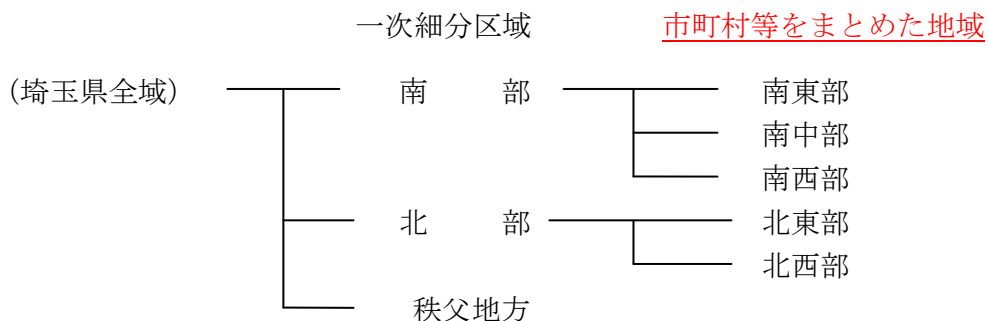
熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。

(1) 対象地域

熊谷地方気象台は、気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。

指定する地域は、一次細分区分として県内を3つの地域に、二次細分区分は各市町村を単位としている。また、その中間で、市町村等をまとめた地域として、南部を3地域、北部を2地域に分けている。

本市は、北部（一次細分区域）の北西部（市町村等をまとめた地域）に該当する。



(2) 種類及び発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は、次頁別表に掲げるとおりである。

(3) 気象情報

気象情報は、異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め熊谷地方気象台が発表する。

(4) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、記録的な1時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、埼玉県内の発表基準は100mm以上である。ただし、大雨警報の発表されている間に行う。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけ

る情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(6) 利根川上流部及び荒川洪水予報

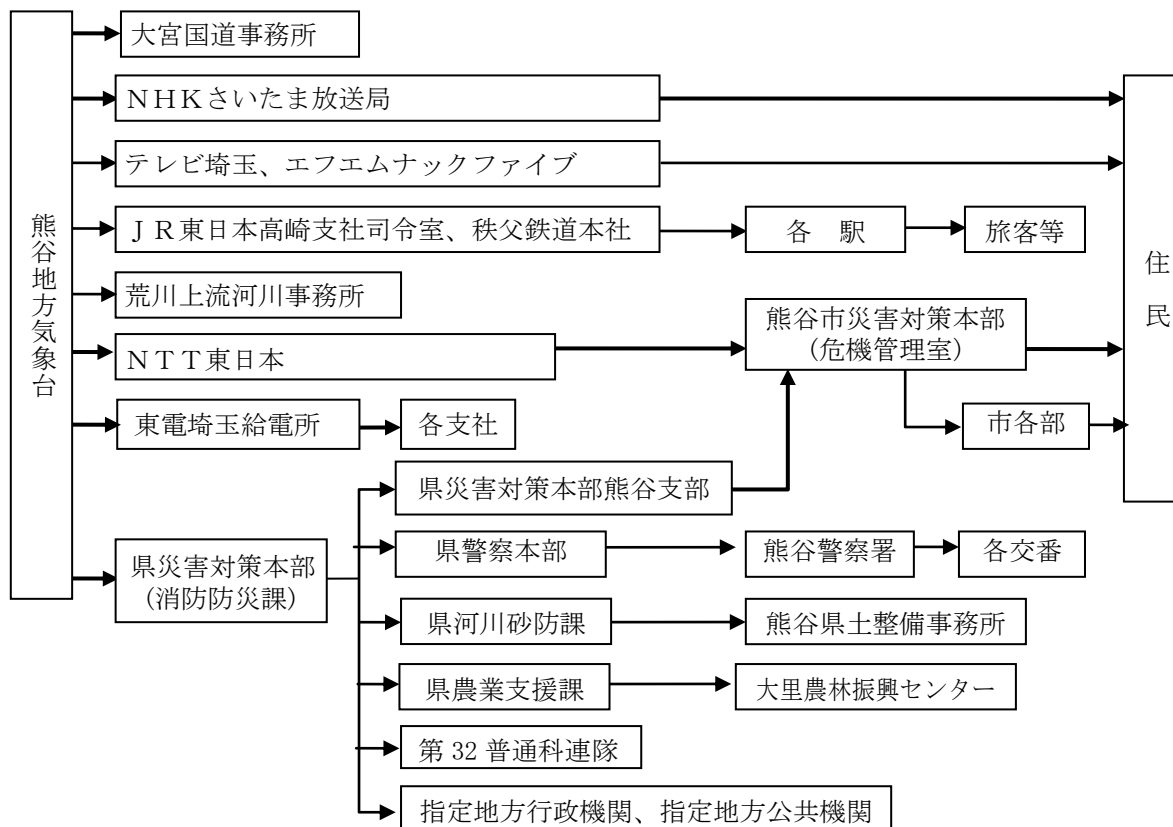
河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。利根川上流部及び荒川については、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で発表する。

指定河川洪水予報

| <u>種類</u> | <u>標 題</u> | <u>概 要</u> |
|--------------|--|---|
| <u>洪水警報</u> | <u>はん濫発生情報</u> | <u>はん濫が発生したときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</u> |
| | <u>はん濫危険情報</u> | <u>はん濫危険水位に達したときに発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。</u> |
| | <u>はん濫警戒情報</u> | <u>一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。</u> |
| <u>洪水注意報</u> | <u>はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。</u> | |

(7) 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて熊谷市や熊谷市消防本部に伝達される。



■ 気象警報・注意報等の伝達系統

別表 (一次細分区域：北部、二次細分区域：熊谷市)

| 種 | 類 | 発表基準 |
|---------------------|----------|--|
| 注意報 一般の利用に適合するもの | 風雪注意報 | 平均風速が11m/s以上で、雪を伴い、被害が予想される場合 |
| | 強風注意報 | 平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合 |
| | 大雨注意報 | かなりの降雨があつて被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 <u>雨量基準：1時間雨量40mm以上</u> <u>土壌雨量指数基準：90</u> |
| | 大雪注意報 | 大雪によって被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合 |
| | 濃霧注意報 | 濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。その基準は次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合 |
| | 雷注意報 | 落雷等により被害が予想される場合 |
| | 乾燥注意報 | 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 最小湿度が25%以下で、実効湿度が55%以下になると予想される場合 |
| | 着雪注意報 | 着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起これると予想される場合 |
| | 霜注意報 | 早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 最低気温が早霜・晩霜期に4℃以下になると予想される場合 |
| | 低温注意報 | 夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：気象官署所在地で気温が-6℃以下になると予想される場合 |
| | ※地面現象注意報 | 地面現象注意報 大雨、大雪等による山くずれ、崖くずれ、地すべり等によって、災害が起これるおそれがあると予想される場合 |
| | ※浸水注意報 | 浸水注意報 浸水によって災害が起これるおそれがあると予想される場合 |
| | 洪水注意報 | 洪水注意報 洪水によって災害が起これるおそれがあると予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 <u>雨量基準：1時間雨量40mm以上</u> <u>流域雨量指数基準：星川流域=9 福川流域=7</u> |

| | | | |
|------------------------|----------------------|------------|--|
| 水防活動の 利用に適合 するもの | 水防活動用 気象注意報 | 大雨注意報 | 一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。 |
| | 水防活動用 洪水注意報 | 洪水注意報 | 一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。 |
| 警 報 | 一般の 利用に 適合するもの | 暴風警報 | 平均風速が20m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 |
| | | 暴風雪警報 | 平均風速が20m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 |
| | | 大雨警報 | 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 (浸水害) 雨量基準：1時間雨量70mm以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準：129 |
| | | 大雪警報 | 大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが30cm以上と予想される場合 |
| | ※地面現象 警報 | 地面現象 警報 | 大雨、大雪等による山くずれ、崖くずれ、地すべり等によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合 |
| | ※浸水警報 | 浸水警報 | 浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 |
| 水防活動の 利用に適合 するもの | 水防活動用 気象警報 | 大雨警報 | 一般の利用に適合する大雨警報と同じ。 |
| | 水防活動用 洪水警報 | 洪水警報 | 一般の利用に適合する洪水警報と同じ。 |

- (注)① 発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。
- ② 地面現象注意報・警報と浸水注意報・警報は、大雨注意報・警報に含めて行う。
- ③ 注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- ④ 注意報・警報文の構成
- ・ 標題：発表する注意報・警報の種類、及び発表地域名を示す。
 - ・ 発表年月日時分、発表気象官署名
 - ・ 注意警戒文：いつ・どこで・何がで組み立てた気象現象の予測、及び防災上の注意・警戒事項を、二重括弧で囲み100文字以内で示す。
 - ・ 本文：二次細分区毎に注意報や警報の発表・解除・継続の状況を明記し、特記事項には、警報に切り替える可能性や土砂災害や浸水害への警戒事項を記述する。
また、二次細分区毎に注意・警戒すべき期間、現象のピーク、量的な予想の最大値を記述する。付加事項には、防災上留意すべき事項を記述する。

2 水防法に基づく水防警報及び水防法と気象業務法に基づく洪水予報、水位情報周知

(1) 水防法に基づく水防警報

市は、国土交通省関東地方整備局又は知事から水防警報が水防管理者に通知されたときは、職員・関係者に伝達するとともに、消防団に待機又は出動等の措置を指示する。

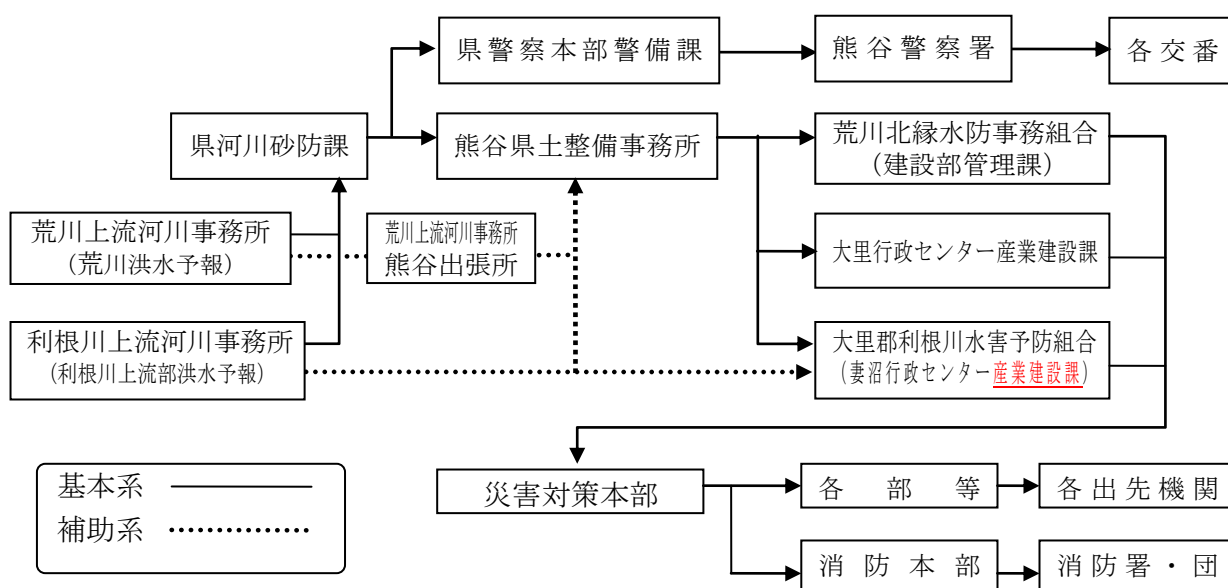
なお、市域においては、国管理河川である荒川及び同じく利根川並びに県知事管理河川である利根川水系小山川及び福川並びに群馬県知事管理河川である利根川水系石田川及び蛇川が水防警報河川となっている。

■水防警報等の基準となる河川水位

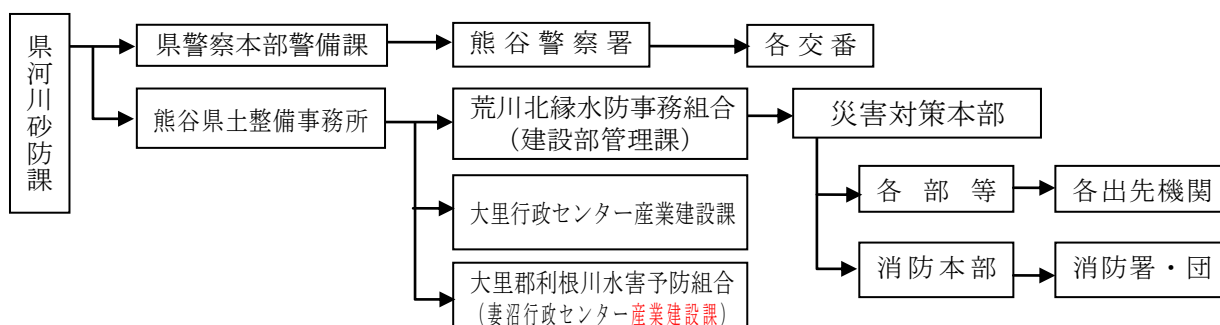
単位：m

| 河川管理者 | 河川 | 水位標 | 水防団待機水位 | はん濫注意水位 | 避難判断水位 | はん濫危険水位 |
|--------|-----|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 国土交通大臣 | 荒川 | 熊谷(熊谷市) | 3.00 | 3.50 | 4.80 | 5.60 |
| | | 治水橋(さいたま市) | 7.00 | 7.50 | 10.80 | 11.10 |
| | | 岩淵水門(上)(東京都) | 3.00 | 4.10 | 7.00 | 7.70 |
| | 利根川 | 八斗島(伊勢崎市) | 0.80 | 1.90 | 4.50 | 4.90 |
| | | 栗橋(久喜市) | 2.70 | 5.00 | 8.00 | 8.50 |
| 埼玉県知事 | 小山川 | 栗崎(本庄市) | YP. 60.45 | YP. 61.15 | YP. 61.35 | YP. 61.65 |
| | | 内ヶ島(深谷市) | YP. 35.60 | YP. 36.50 | YP. 37.75 | YP. 39.15 |
| | 福川 | 井殿橋(熊谷市) | YP. 25.50 | YP. 27.20 | YP. 28.40 | YP. 29.25 |
| 群馬県知事 | 石田川 | 牛沢(太田市) | 1.70 | 3.00 | 3.20 | 3.94 |
| | 蛇川 | 細谷(太田市) | 2.10 | 3.20 | 3.80 | 4.51 |

※表中の水位は、各水位観測所の受け持ち区間の中で最も危険な箇所における水位を、それぞれの水位観測所の水位に換算したものであり、水位観測所での危険水位を示したものではない。



■荒川水防警報・利根川水防警報伝達系統（市域関係分）



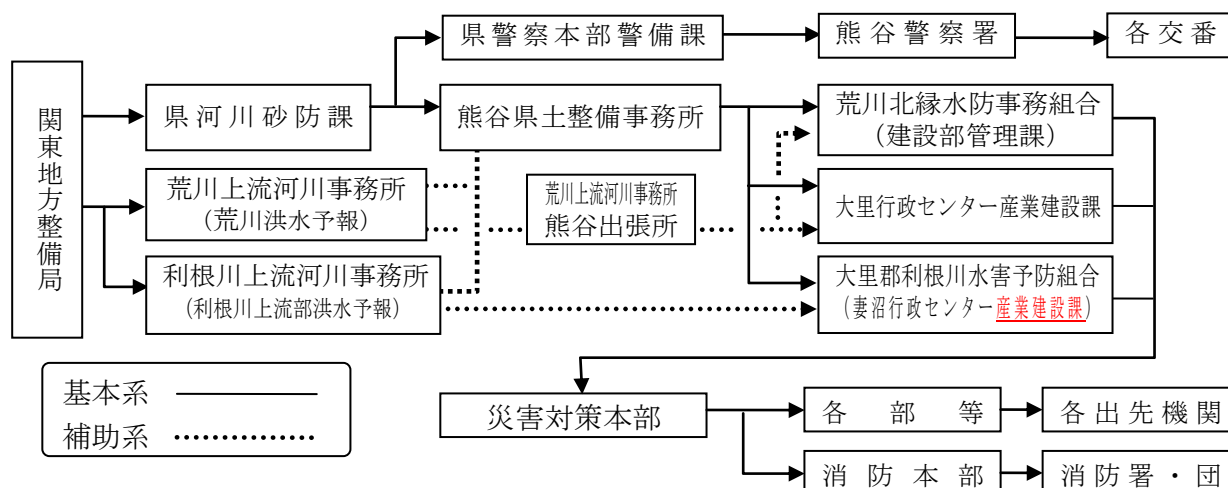
■埼玉県知事が行う水防警報伝達系統（市域関係分）

(2) 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報（荒川、利根川）

国土交通省と気象庁が共同で、荒川又は利根川の洪水予報を発表した場合、市は、職員・関係者及び浸水想定区域内の住民等にその旨を伝達する。水防法第15条による浸水想定区域内の住民等への伝達方法は、第12節・第1の2「避難の勧告・指示等の伝達」による。

■洪水予報の種類

| 危険度レベル | 洪水予報の標題 (洪水予報の種類) | 水位等の名称 (解説) | 市・住民に求める行動等 |
|--------|----------------------|---|--|
| レベル5 | はん濫発生情報 (洪水警報) | はん濫発生 | ・逃げ遅れた住民の救助等 ・住民の避難誘導 (新たにはん濫が及ぶ区域) |
| レベル4 | はん濫危険情報 (洪水警報) | はん濫危険水位 (旧危険水位) 河川の水が溢れるおそれのある水位 | ・住民の避難完了 |
| レベル3 | はん濫警戒情報 (洪水警報) | 避難判断水位 (旧特別警戒水位) 避難判断の参考となる水位 | ・市は避難勧告等の発令を判断 |
| レベル2 | はん濫注意情報 (洪水注意報) | はん濫注意水位 (旧警戒水位) 水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位 | ・市は避難準備情報 (要援護者避難情報) 発令を判断 ・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防団の出動 |
| レベル1 | (発表なし) | 水防団待機水位 (旧通報水位) 水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位 | ・水防団待機 |



■荒川洪水予報・利根川上流部洪水予報の伝達系統 (市域関係分)

(3) 水防法に基づく水位情報周知

埼玉県が小山川・福川又は群馬県が石田川・蛇川の避難判断水位到達情報を発表した場合、市は、職員・関係者及び浸水想定区域内の住民等にその旨を伝達する。

なお、水防法第 15 条による浸水想定区域内の住民等への伝達方法は、第 12 節・第 1 の 2 「避難の勧告・指示等の伝達」による。

3 土砂災害警戒情報

(1) 対象地域

熊谷地方气象台と県が共同作成し市町村を最小の発表単位として発表する。

(2) 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨による土砂災害 (急傾斜地の崩壊) の発生するおそれが高まったときに、市が行う防災活動や住民への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するほか、自主避難の判断にも利用できることを目的とする。

(3) 土砂災害警戒情報の発表及び解除

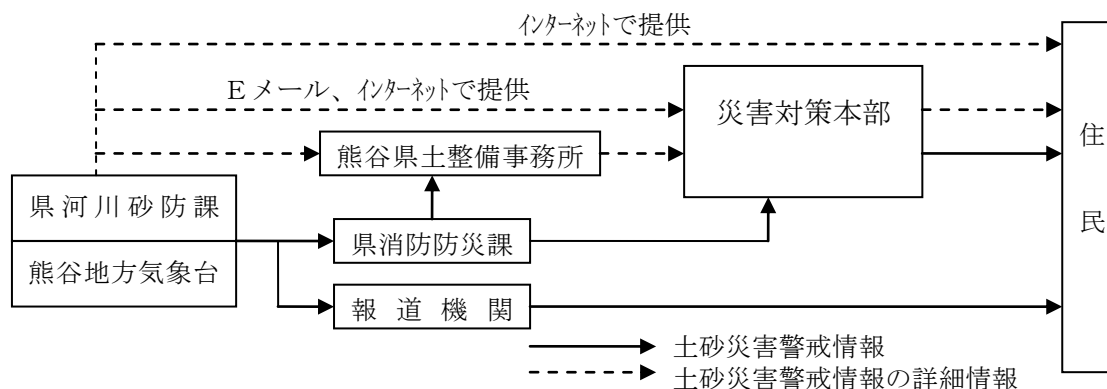
土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に埼玉県と熊谷地方気象台が協議して行う。

ア 発表基準

大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達したとき。

イ 解除基準

降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される時。



■土砂災害警戒情報の伝達系統（市域関係分）

第2 異常な現象発見時の通報

| | |
|-------|---------|
| 市担当部班 | 所管各部 |
| 関係機関 | 熊谷地方気象台 |

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

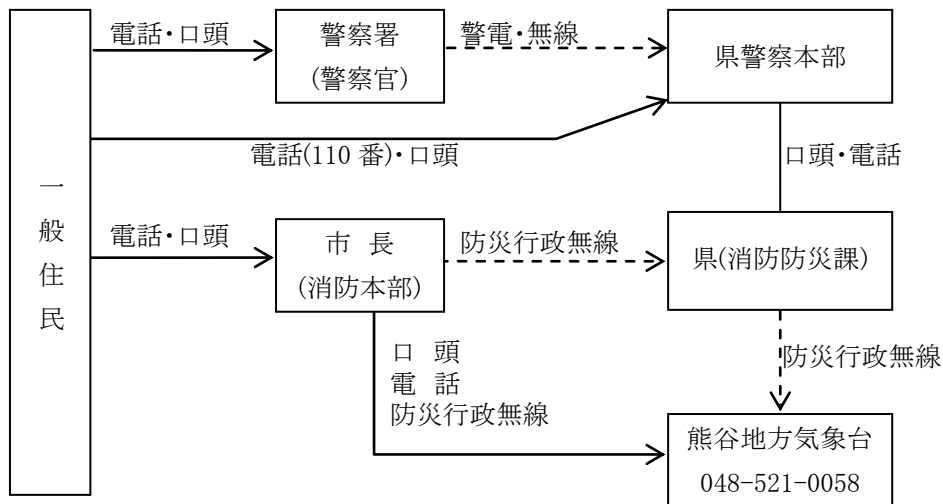
1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない（災対法第54条）。何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同条第2項）。

通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長に通報しなければならない（同条第3項）。

2 市長の通報及びその方法

前項の通報を受けた市長は、気象庁（熊谷地方気象台）その他の関係機関に通報しなければならない。



■異常現象の通報・伝達経路

3 前項通報のなかで気象庁（熊谷地方気象台）に行う事項

- (1) 気象に関する事項
著しく異常な気象現象、例えばたつ巻、強い雹（ひょう）等
- (2) 地震・火山に関する事項
 - ① 火山関係
噴火現象（降灰等）及び噴火以外の火山性異常現象
 - ② 地震関係
数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

4 気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台

5 現象の説明

- (1) 噴火現象
噴火（爆発、熔岩流、泥流、軽石流、熱雲流）及びそれに伴う降灰砂等。
- (2) 噴火以外の火山性異常現象
 - ① 火山地域での鳴動の発生
 - ② 火山地域での地震の群発
 - ③ 火山地域での山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
 - ④ 噴火口、火口の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量・色・温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化
 - ⑤ 火山地域での湧泉の新生あるいは枯渇・量・味・臭・濁度・温度の異常等顕著な変化
 - ⑥ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
 - ⑦ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量・臭・色・濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石・魚類等の浮上等

第5節 災害情報通信計画

[方針・目標]

- 本部スタッフに情報収集・分析を行う情報管理センターを設け、情報の一元管理を行う。
- 市民への情報伝達は、市防災行政無線・広報車の他、在宅要援護者へのファックス・防災情報メール、学校・幼稚園への学校防犯メール等の多彩な手段を活用する。

第1 災害情報の収集・報告

| | |
|-------|----------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、総合政策部情報班 |
| 関係機関 | 各機関 |

1 情報統括責任者の選任

本部長は、総合政策部長を情報統括責任者に選任し、災害情報を一元的に集約し、活用・記録する体制を確保するよう指示する。

なお、選任の結果は県現地災害対策本部又は支部に充てられる北部地域振興センター又は県税事務所に報告する。

2 情報収集体制の確保

総合政策部長は、情報統括責任者として、被害軽減のための災害応急対策実施のために時宜に適した被害報告の収集報告を図るため、各部の長等に対し、以下の点について、決定し、速やかに復命するよう指示する。

- (1) 各部局における情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設
- (2) 報告用紙の確認又は配布
- (3) 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等に関する打ち合わせ
- (4) 情報収集機器の確認又は調整・補充
- (5) 情報機器要員の確認又は調整、配置等

3 風水害時に収集すべき情報

(1) 警戒段階で収集すべき情報の例示

| 情報項目 | 情報の内容 | 収集時期 | 収集源 |
|-----------------|--|-------|---|
| 予報・警報 | ◇予報・警報の内容 ◇予想される降雨及び災害の程度 | 発表後即時 | 熊谷地方気象台 |
| 雨量等の気象情報及び水位等情報 | ◇降雨量 先行雨量 上流域の降雨状況 時間雨量の変化 | 随時 | ◇気象庁アメダス雨量、降水短時間予報 ◇県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システム等） ◇各雨量観測実施機関 |
| | ◇河川水位・流量等の時間変化 ◇内水（河川に排水できずにはん濫した水）の有無、状況 ◇上流及び近隣地域の被害情報 | 随時 | ◇県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システム等） ◇市等の巡視警戒員 ◇自主防災組織 |

| | | | |
|------------|---|-----------------|--|
| 危害危険箇所等の情報 | 河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ◇河川のはん濫（溢水、決壊）の予想される時期、箇所 ◇土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象 | 異常を覚知した後即時 | ◇市等巡視警戒員 ◇自主防災組織、住民 |
| 住民の動向 | ◇警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） | 避難所設置した旨の連絡報覚知後 | ◇避難所施設管理者 ◇避難所施設勤務要員 ◇消防、警察 ◇自主防災組織 |

(2) 発災段階で収集すべき情報の例示

| 情報項目 | 情報の内容 | 収集時期 | 収集源 |
|-------|--|-----------------|---|
| 発災情報 | ◇河川のはん濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）、浸水区域、浸水深及びその拡大減衰傾向 ◇内水（河川に排水できずにはん濫した水）の有無、状況 ◇がけ崩れ等の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ◇物的・人的被害に関する情報 | 発災状況の覚知後即時 | ◇市等巡視警戒員 ◇警察 ◇各公共施設の管理者等 ◇自主防災組織、住民（被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域ごとに） |
| | ◇ライフライン（電気、ガス、電話、通信施設）の被災状況 ◇応急対策の障害となる各道路、橋梁、鉄道等の被災状況 | 被災後、被害状況が把握された後 | ◇各ライフライン関係機関 ◇公共交通機関 ◇道路管理者 |
| 住民の動向 | ◇発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） | 避難所設置した旨の連絡報覚知後 | ◇避難所施設管理者、勤務要員 ◇消防、警察 ◇自主防災組織 |

4 県、国への報告

県、国への報告は、県地域防災計画の定めるところ及び「火災・災害等即報要領」に基づき、本部事務局が行う。

(1) 県への報告

県への通常の報告は、防災情報システム端末操作により行うが、災害時の状況により現地災害対策本部支部経由で行う。

また、有線電話等の通信連絡が可能な場合の部門別各種被害情報は、それぞれ所管する県各部局地域機関経由で行う。

報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。その他以下のとおり行う。

■報告の種類・手順等

| 報告の種類 | 報告の手順 | 報告先 |
|--------|---|---|
| 発生被害速報 | ◇被害の発生直後に行う。 ◇埼玉県防災情報システムに必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第1号「発生速報」に必要事項を記載し防災無線FAX等で報告する。 | 県消防防災課 勤務時間外においては危機管理防災部当直 ○勤務時間内 |

| | | |
|------|---|---|
| 経過速報 | ◇特に指示する場合ほか2時間ごとに行う。 ◇埼玉県防災情報システムに逐次必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第2号「経過速報」に必要事項を記載し防災無線FAX等で報告する。 | 電話 048-830-3171 (直通) FAX 048-830-4779 防災無線電話 83-6-3171 防災無線 FAX 83-6-4779 ○勤務時間外(危機管理防災部当直) |
| 確定報告 | ◇災害応急対策終了後7日以内に行う。 ◇「確定報告記入要領」に基づき文書で報告する。 | 電話 048-830-3166 (直通) FAX 048-822-9771 防災無線電話 83-6-3166 |

(2) 国への報告

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内）。

- ア 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合
- イ 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
- ウ 119番通報の殺到状況時にその状況を報告

■報告先

| | | 平日（9：30～18：30） 消防庁震災等応急室 | 休日・夜間（左記以外） 宿直室 |
|--------------|-----|-----------------------------|--------------------|
| NTT回線 | 電話 | 03-5253-7527 | 03-5253-7777 |
| | FAX | 03-5253-7537 | 03-5253-7553 |
| 消防防災無線 | 電話 | 7527 | 7782 |
| | FAX | 7537 | 7789 |
| 地域衛星通信ネットワーク | 電話 | 84-048-500-7527 | 84-048-500-7782 |
| | FAX | 84-048-500-7537 | 84-048-500-7789 |

- 【様式編】
- 1 発生速報
 - 2 経過速報
 - 3 被害状況調・被害報告判定基準
 - 12 災害情報記録用紙

第2 災害通信計画

| | |
|-------|----------------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、総合政策部、総務部庶務職員班 |
| 関係機関 | 各機関 |

1 情報連絡体制

(1) 通信機能の確保と統制

災害時には、次の通信施設を活用する。

総合政策部及び本部事務局は、関係各部に指示し、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。また、無線機の貸出し等の管理を行う。

■主な通信手段

| | 主な手段 | 主な通信区間 |
|-----|------------------|--------------------------------|
| 通信系 | 一般電話・ファックス | 本部、防災関係機関等～市民 |
| | 災害時優先電話 | 本部～行政センター～市出先施設～防災関係機関～県～他市町村等 |
| | 県防災行政ネットワーク | 本部～防災関係機関～県～他市町村等 |
| | 防災行政無線(移動系)、水道無線 | 本部、行政センター、水道事務所～現場職員等 |
| | 消防無線 | 消防本部～消防署～現場職員～他の消防機関等 |
| | 伝令 | 本部～行政センター等 |
| 放送系 | 防災行政無線(固定系) | 本部、行政センター→住民等 |
| | 広報車の巡回 | 本部、防災関係機関→住民等 |
| | 一斉メール配信 | 本部→住民等 |

(2) 窓口の統一

総合政策部は、防災関係機関等外部との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

(3) 代替通信施設の利用

総合政策部は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

■代替通信施設

| 手段 | 内 容 |
|---------------------------|---|
| 非常・緊急通話の利用 | 災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、オペレーターに申し込む。 |
| 専用通信施設の利用 ※災対法 第57条 | 電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設を利用することができる。 ◇県(防災行政無線) ◇警察 ◇関東地方整備局 ◇東京管区気象台(熊谷地方気象台) ◇東日本旅客鉄道(株) ◇秩父鉄道(株) ◇東京電力(株) ◇自衛隊 |
| 非常通信の利用 ※電波法 第52条 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、埼玉地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。 |
| アマチュア無線 | アマチュア無線熊谷クラブとの連携により被害情報を収集する。 |

【資料編】21 通信協定及び無線局

22 災害時優先電話一覧

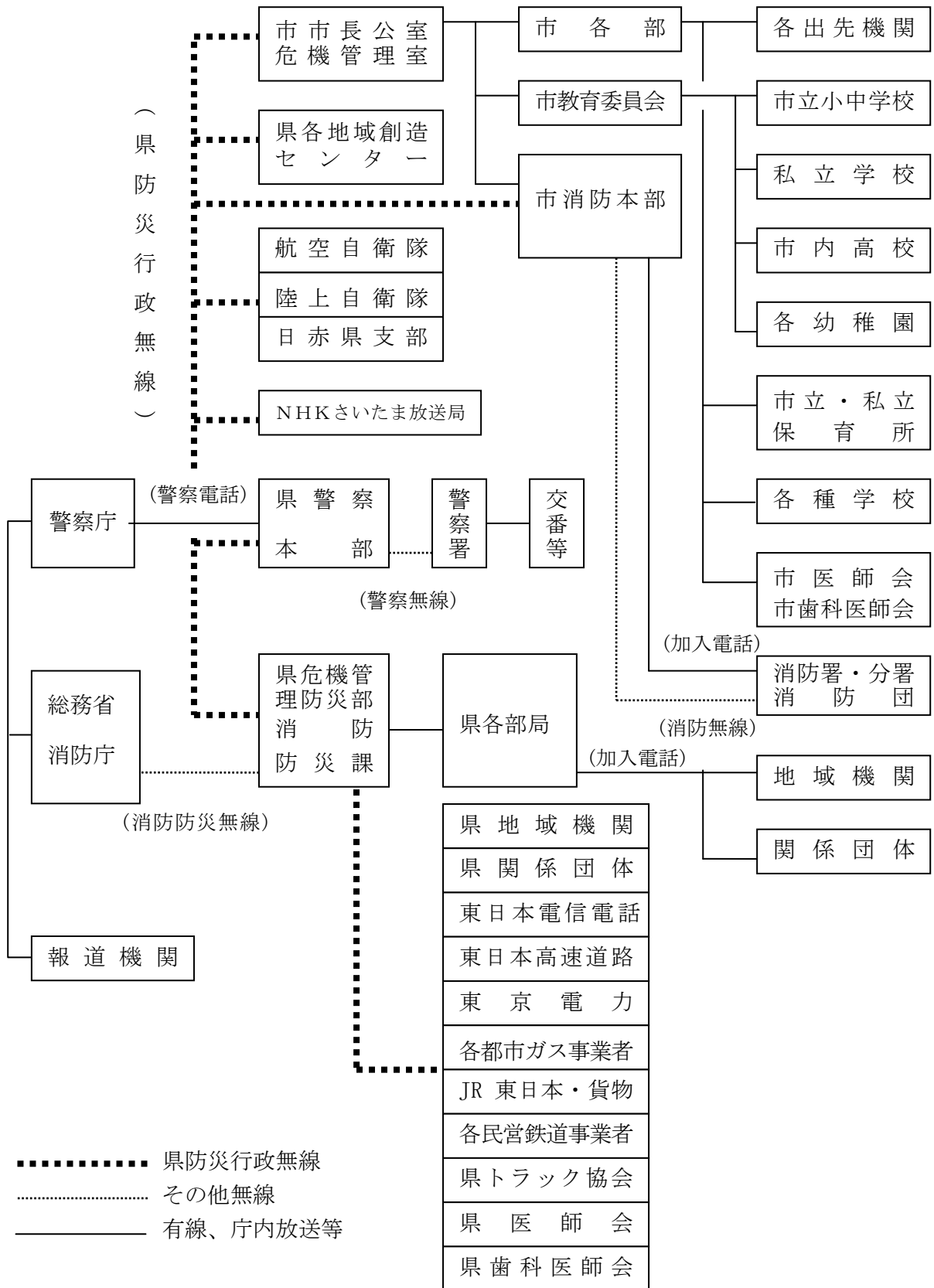
50(6) 熊谷市防災行政用無線局管理運用規程

50(7) 熊谷市防災行政用無線局(固定系)運用細則

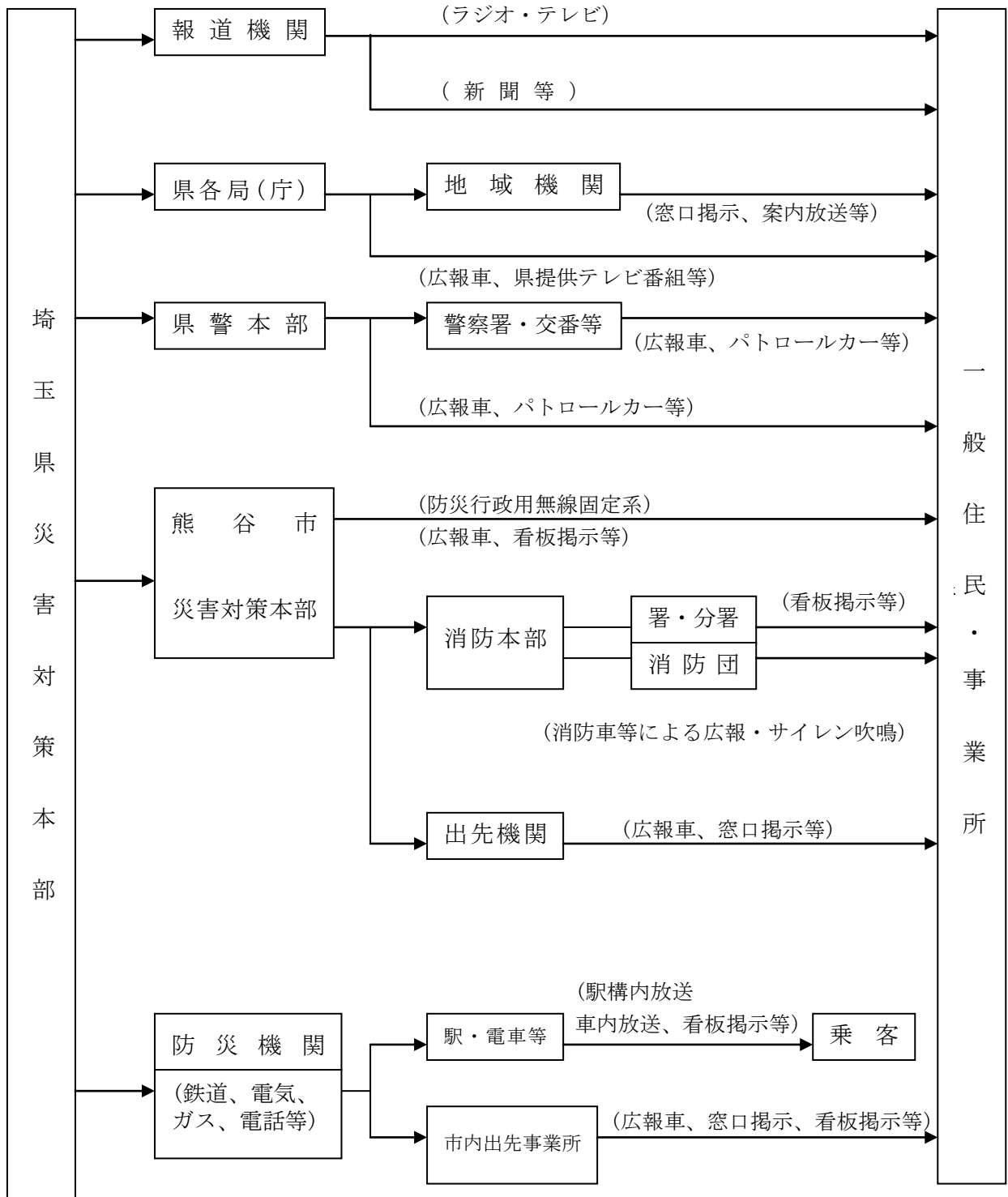
50(8) 熊谷市防災行政用無線局(基地局・陸上移動局)運用細則

2 情報の伝達系統及び伝達手段

(1) 国、県、市及び各施設等への情報伝達系統図



(2) 一般住民に対する情報伝達系統図



第6節 災害広報広聴計画

〔方針・目標〕

- 市民への災害情報は、防災行政無線、市ホームページ、CATV、メール、市報など、利用可能な媒体を活用して行う。
- 災害時要援護者には、文字情報（FAX、広報紙）、手話、点字等を用いるなど配慮する。
- 発災後から報道機関を通じて、市民への情報伝達や全国への支援要請などを発信する。

第1 災害広報資料の収集

| | |
|-------|----------|
| 市担当部班 | 総合政策部情報班 |
| 関係機関 | 各機関 |

総合政策部は、災害広報活動を行うために必要な資料として、次に掲げるものを取りまとめ、又は関係機関等の協力を得て収集する。

■広報活動の資料

〔被害報告に類するもの〕

- ◇市各部がとりまとめた被害状況に関する情報
- ◇県、国、関係機関等から収集した被害状況に関する情報
- ◇総合政策部の撮影記録係を派遣して撮影した災害写真、災害ビデオ
(この場合、被害のみを過度に強調することなく、全体の中の被害であることに留意)
- ◇県の地域機関、市町村、報道機関その他の機関及び住民等が取材した写真、ビデオ
- ◇報道機関等による災害現地の写真

〔災害応急対策活動実施状況に類するもの〕

- ◇市各部がとりまとめた応急対策活動実施状況に関する情報
- ◇県、国、関係機関等から収集した応急対策活動実施状況に関する情報
- ◇鉄道・バス、道路、ライフライン等復旧状況又は復旧見込み
- ◇市、県、国、関係機関等が実施する被災者向け救援対策メニュー
- ◇水防及び救助等災害応急対策活動取材した写真、その他

第2 住民への広報

| | |
|-------|--------------------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、総合政策部広報広聴班、行政センター部 |
| 関係機関 | 熊谷ケーブルテレビ(株) |

1 市の行う広報活動及び広報内容

総合政策部、本部事務局は、住民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報媒体、表現方法で提供する。

なお、広報車や固定系防災行政無線等で放送する場合は、次の点に留意する。

- (1) 事態の経過を把握し、地理的にイメージしやすい表現とする。
- (2) 分かり易い言葉を使う（住民に浸透していない専門用語を使わない。）。
- (3) 避難勧告等の緊急情報は、結論や要点を簡潔にして、はっきりした、緊迫感のある言葉で、繰り返し伝える。

■主な広報媒体

| 種別 | 媒体 | 所管する機関 |
|-----|-------------|--------------------|
| 同報系 | 防災行政無線（固定系） | 市 |
| | 広報車による巡回放送 | 市（消防本部・消防団含む。）、警察署 |
| | 同報メール配信 | 市、県 |
| | ラジオ、テレビ放送 | 放送事業者 |
| 更新系 | ホームページ等への掲示 | 市、防災関係機関 |
| 紙面系 | 広報誌、チラシの発行 | 市 |
| | 公共（施設等）の掲示板 | 市、防災関係機関 |
| | 新聞記事 | 報道機関 |

■主な広報事項

| 時期 | 広報事項 | 媒体 |
|-----|---|-------------------|
| 警戒期 | <ul style="list-style-type: none"> ◇用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 ◇台風・気象情報 ◇河川情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等） ◇警報 ◇災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） ◇被災状況（浸水箇所、土砂災害箇所等） ◇道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ◇公共交通機関の運行状況 ◇ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） ◇避難情報（準備情報、避難勧告・指示とその理由、避難所等） | 同報系 更新系 |
| 応急期 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ◇医療機関の状況 ◇感染症対策活動の実施状況 ◇食料、生活必需品の供給予定 ◇災害相談窓口の設置状況 ◇その他住民や事業所のとるべき措置 | 同報系 更新系 紙面系 |

2 避難所での広報

総合政策部は、各避難所において、掲示板への掲示や避難所自治組織を通じて災害広報紙を配布する。また、災害時要援護者に配慮し、口頭伝達や住民会を通じた伝達など、避難者の状況に応じた広報を行う。

■避難所での広報項目例

| | |
|---------------|---------------|
| ◇災害の状況 | ◇施設使用方法等の注意事項 |
| ◇生活ルール | ◇生活支援対策のお知らせ |
| ◇その他各種対策のお知らせ | ◇避難所運営等への協力要請 |

3 災害時要援護者への広報

市は、広報を実施するにあたって、県並びにNHK、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ等放送事業者と連携し、外国人に対しての多言語による広報や、視聴覚障害者に対してのファクシミリや文字放送による広報など災害時要援護者にも配慮した対策を積極的に行う。

第3 報道機関への発表等

| | |
|-------|------------|
| 市担当部班 | 総合政策部広報広聴班 |
| 関係機関 | 放送事業者、報道機関 |

災害が大規模であればあるほど、市に多くの報道関係者が取材に訪れる。

市は、報道機関の果たす市民向け広報活動における意義や、全国に向けた広報活動における意義を十分考慮し、以下のとおり適切な報道機関への発表等を行う。

1 緊急放送要請

総合政策部は、住民等への情報伝達が緊急を要する場合は、県を通じて、NHK、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ等放送事業者に放送を行うことを求める。

2 報道機関への広報協力要請

総合政策部は、県を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関へ、住民向け広報協力を要請する。

3 報道機関への広報資料提供

総合政策部は、庁舎内等に記者発表場所を設置し、災害発生状況及び対策の状況を発表する。発表事項は、事前に本部長の承認を得る。

また、各報道機関からの問い合わせについては、総合政策部を市本部の窓口として統一するとともに、各部内に広報資料担当を置き、情報の一元化を図る。

なお、庁舎内は記者発表場所・待機場所以外は、立入禁止とする。

■記者発表者

発表者は次の順位とする。

1 広報広聴課長 2 企画課長 3 総合政策部長

第4 広聴活動

| | |
|-------|------------------------------------|
| 市担当部班 | 総合政策部、市民部市民班、行政センター一部、 <u>所管各部</u> |
| 関係機関 | |

災害時には、発災直後から、被災者等から家族等の安否の確認をはじめ、生活必需品や住居の確保、ライフラインの復旧状況、融資等に関する様々な相談、要望、苦情が予想される。

これに対応するため、各担当部班は次のとおり広聴活動を実施する。

1 被災者に対する個別聴取等の実施

総合政策部は、必要に応じて、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、被災者の要望、苦情等の収集をあわせて行う。

2 コールセンターの設置

総合政策部は、市民等からの電話による問い合わせに対応するため、コールセンターを設置し情報の一元化を行う。

3 災害相談窓口の設置

市民部は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、各庁舎内に相談窓口を早期に設置する。また、住民の相談に対し迅速に対応するため、相談窓口には各部の担当者を置く。相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

なお、住民からの意見、要望等については、可能な限り聴取し応急対策に反映させるよう、とりまとめの上、総合政策部に提出する。

■相談窓口の内容

| | |
|-----------|--|
| 設置場所 | 市役所本庁舎1階ロビー又は各分庁舎 |
| 相談窓口で扱う事項 | ◇検索依頼の受付（市民部、行政センター部） ◇食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報（総合政策部） ◇り災証明書の発行（総務部、行政センター部） ◇埋火葬許可書の発行（市民部、行政センター部） ◇仮設住宅の申込み（建設部） ◇住宅の応急修理の申込み（都市整備部） ◇災害見舞金、義援金の受付、払出し（福祉部、本部事務局） ◇生活資金等の相談等（福祉部） <u>◇その他必要な事項</u> |

第7節 水防活動計画

〔 方針・目標 〕

- 水防活動は、熊谷市荒川南縁水防計画、荒川北縁水防事務組合水防計画、大里郡利根川水害予防組合水防計画に基づき実施する。
- 避難判断水位到達情報の発表に注意し、災害時要援護者等の迅速な避難活動を行えるよう情報伝達に留意する。

第1 排水機場操作及び水防体制の確保

| | |
|-------|----------------------------------|
| 市担当部班 | 産業振興部、建設部建設班、大里行政センター部、妻沼行政センター部 |
| 関係機関 | 荒川北縁水防事務組合、大里郡利根川水害予防組合 |

市は、市内各所に設置されている各排水機場操作並びに台風等による増水時の水防団出動前の情報収集、巡視等を行うため、必要な水防体制を確保する。

第2 水防活動

| | |
|-------|------------------------------------|
| 市担当部班 | 建設部建設班、行政センター部 |
| 関係機関 | 荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所、各機関 |

水防上必要な監視、警戒、水門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動等水防活動については、熊谷市荒川南縁水防計画、荒川北縁水防事務組合水防計画、大里郡利根川水害予防組合水防計画に基づく水防本部体制により水防活動を行う。

ただし、市本部が設置された場合は、各水防本部と連携して水防活動を行うものとする。

第3 避難のための立退き指示その他

| | |
|-------|------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、所管各部 |
| 関係機関 | 熊谷警察署 |

河川管理者と気象庁が共同発表する洪水予報河川（利根川、荒川）のはん濫警戒情報・はん濫注意情報や、河川管理者が発表する水位情報周知河川（埼玉県知事管理河川：小山川及び福川、群馬県知事管理河川：石田川及び蛇川）の避難判断水位到達情報が発表された場合、市は、各浸水想定区域内の住民、災害時要援護者関連施設及び不特定多数の利用者がある地下施設等の管理者に対し、その旨を周知する。

なお、玉淀ダムの放流によって荒川の流量が増加する場合は、「玉淀ダム放流時連絡系統図」により市（消防本部指令課、建設部管理課）に、放流開始の少なくとも1時間前に文書又は電話等で通知される。その他避難のための立退き指示、避難計画その他必要な措置については第12節「避難計画」に基づいて行う。

- 【資料編】
- 25 市内重要水防箇所
 - 26 水防団（消防団）担当区域
 - 27 水防管理団体の所有する水防倉庫及び水防資機材整備状況一覧
 - 47 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設一覧

第8節 土砂災害その他二次災害防止計画

〔 方針・目標 〕

- 斜面の宅地造成地における擁壁や地盤の崩壊による人命への被害を防止するために、宅地の応急危険度判定を行う。
- 土砂災害警戒区域・特別警戒区域へは、警戒や注意喚起を住民に呼びかける。
- 危険物等施設において、爆発、炎上、危険物の漏えい等が発生した場合は、速やかに影響のある区域に避難勧告・指示を発令し、避難対策を実施する。

第1 被災宅地の応急危険度判定

| | |
|-------|----------|
| 市担当部班 | 都市整備部住宅班 |
| 関係機関 | |

斜面造成宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために宅地の危険度判定を行う。

都市整備部は、県等を通じて被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の確保を要請して実施する。宅地の判定結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 土砂災害対策

| | |
|-------|---|
| 市担当部班 | 本部事務局、 <u>市民部市民班</u> 、 <u>福祉部</u> 、建設部建設班、大里行政センター部産業建設班、 <u>同総務税務班</u> 、江南行政センター部産業建設班、 <u>同総務税務班</u> 、 <u>消防部</u> |
| 関係機関 | 熊谷地方气象台、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、 <u>熊谷市消防団</u> |

1 土砂災害対策

(1) 土砂災害の警戒・巡視

市は、降雨等の気象状況の十分な把握を行う。

市民からの通報、降雨等の状況により必要と認めた場合は、がけ崩れの危険箇所付近の住民等に対して注意喚起のための広報を行うとともに、消防機関並びに県土整備事務所等と協力して警戒・巡視活動を行う。

(2) 安全措置

県と气象台から「土砂災害警戒情報」が共同発表された場合又は市民からの通報や前項の措置で確認した前兆現象等により、立ち入り禁止等の安全措置を要すると認める場合、市は危険箇所付近の住民等に対してその旨を速やかに周知するとともに、一般にも広報する。

2 情報の収集・伝達

(1) 市及び関係機関は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。

(2) 市は土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難の勧告等を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。

(3) 市はボランティアとの連携等、地域に密着した土砂災害の情報提供体制の整備を図り、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努めるものとする。

(4) 土砂災害警戒区域を含む自治会長や社会福祉施設等管理者に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、県及び市で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。

3 避難誘導

市は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、高齢者、身体障害者等の自力避難が困難な災害時要援護者については、関係施設の管理者のほか、自治会、自主防災組織、消防団、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

4 二次災害の防止

市は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

(1) 人的被害の状況、建築物被害等の情報を収集し、被害規模に関する情報を把握して県へ連絡する。

(2) 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面、周辺斜面等について、安全に留意した監視を実施する。

(3) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等を実施する。

(4) 二次災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

【資料編】41 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧

第3 危険物対策

| | |
|-------|-----------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、消防部 |
| 関係機関 | 熊谷警察署、危険物施設等管理者 |

1 施設の点検、応急措置

大雨時に浸水危険、土砂災害危険のある地域の危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の危険物施設の管理者は、浸水、土砂災害に対し適切な防止措置をとるとともに、爆発、漏えいなどの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を講じる。

消防部は、必要に応じて、県等と連携し、立入検査を行う。

2 避難及び立入制限等

危険物施設の管理者は、爆発、漏えいなどによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 放射線災害対策

| | |
|-------|---------------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、消防部 |
| 関係機関 | 熊谷警察署、放射性物質利用施設等管理者 |

1 施設の点検、応急措置

大雨時に浸水や土砂災害の危険のある放射性物質（放射性同位元素）の利用・保管施設の管理者は、浸水、土砂災害に対する適切な防御措置をとるとともに、放射性物質の漏えいを防止するため、施設の点検応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入制限等

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者から、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれのあるとの連絡を受けた場合には、消防部、本部事務局は、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第9節 消防活動計画

〔方針・目標〕

- 住民、自主防災組織、事業所などによる初期消火、出火防止等の初期対応を基本とする。
- 大規模な延焼火災の発生が予想され、熊谷市の消防力では対応できない場合は、県内消防本部、緊急消防援助隊などに速やかに応援を要請し、被害の拡大を最小限に抑制できるよう調整を図る。

第1 消火活動

| | |
|-------|---------------|
| 市担当部班 | 消防部 |
| 関係機関 | 熊谷市消防団、自主防災組織 |

1 消火活動上の基本方針

消防部及び消防団は、次の点に留意して安全かつ効果的に消火活動を効果的に行う。

■消火活動の留意事項

- ◇ 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- ◇ 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- ◇ 延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。
- ◇ 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- ◇ 病院、避難所等、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- ◇ 住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

2 住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

3 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- ◇ 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- ◇ 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- ◇ 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- ◇ 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
- ◇ 立入り禁止措置等の実施

【資料編】17 消防出動区分表

18 消防車両一覧

20 消防水利状況

第2 他の消防機関に対する応援要請

| | |
|-------|-----|
| 市担当部班 | 消防部 |
| 関係機関 | |

1 消防相互応援

本部長又は消防長は、災害が発生した場合、次の消防相互応援協定に基づき協定締結先の消防機関に応援を要請する。

■消防相互応援協定

| 協定名 | 協定締結先 |
|------------------------|------------|
| 埼玉県下消防相互応援協定 | 埼玉県内全消防本部 |
| 熊谷市・深谷市消防相互応援協定 | 深谷市 |
| 熊谷市・行田市消防相互応援協定 | 行田市 |
| 熊谷市・鴻巣市消防相互応援協定 | 鴻巣市 |
| 熊谷市・太田市消防相互応援協定 | 太田市 |
| 熊谷市・埼玉県央事務組合消防相互応援協定 | 埼玉県央事務組合 |
| 熊谷市・比企広域市町村圏組合消防相互応援協定 | 比企広域市町村圏組合 |

2 緊急消防援助隊

(1) 緊急消防援助隊の応援要請

本部長は、県内外の消防相互応援協定による消防力では災害に対応できない規模の災害又は特殊な災害が発生した場合は、県知事に消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに県知事に連絡する。

(2) 緊急消防援助隊調整本部の設置

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、市長又はその委任を受けた者（指揮者）を本部長とし、以下を構成員とする緊急消防援助隊調整本部を設置する。

■緊急消防援助隊調整本部の構成員

- ◇市長又はその委任を受けた者（指揮者）
- ◇消防庁派遣職員
- ◇県派遣職員
- ◇指揮支援部隊長及び埼玉県代表消防機関派遣職員

(3) 緊急消防援助隊調整本部の役割

緊急消防援助隊調整本部においては、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう次の体制の確保を図る。

■受け入れ体制の準備

- ◇情報提供
- ◇通信運用
- ◇集結及びヘリコプター離着陸場予定場所
- ◇補給体制

なお、市域内にある県熊谷防災基地（熊谷スポーツ文化公園内）は、県内に緊急消防援助

隊の出動要請が行われた場合の「夜間離着陸場」の一つに指定されている。

→第2章災害予防計画第11節「災害に備えた体制整備」第1「防災活動拠点の整備及び緊急輸送ネットワークの整備」参照

【資料編】49 消防応援協定

【様式編】11 緊急消防援助隊応援要請連絡票

第10節 災害警備計画

[方針・目標]

- 交通規制、緊急交通路の確保、救助活動、地域の防犯等において、警察と連携をとる。
- 被災地域や避難所におけるパトロール体制を確立し、安全に留意して巡回パトロールを行う。

第1 災害警備

| | |
|-------|-------|
| 市担当部班 | 所管各部 |
| 関係機関 | 熊谷警察署 |

市は、災害が発生した場合、県、国、消防機関、その他の関係機関と緊密に連携して次の活動を行う。

また、警備活動中に発見した遺体の検視や各種犯罪の予防検挙等、警察で行うことが適当と思われる活動については、熊谷警察署に依頼するとともに、市は、必要に応じてその支援を行う。

■警備活動の種類

| | |
|----------------|------------------|
| ◇情報収集、伝達及び広報 | ◇警告及び避難誘導 |
| ◇人命の救助及び負傷者の保護 | ◇交通秩序の維持 |
| ◇犯罪の予防検挙 | ◇行方不明者の捜索と検視（見分） |
| ◇漂流物の処理 | ◇その他の災害警備に必要な措置 |

第2 防犯対策への協力

| | |
|-------|--------|
| 市担当部班 | 市民部市民班 |
| 関係機関 | 熊谷市消防団 |

市民部は、避難所における窃盗等の犯罪を防止するため、避難所担当職員、避難所自治組織等と協力して、避難者への注意喚起、不審者の通報等の周知に努める。

また、消防団は、被災地における犯罪の防止を図るため、警察署に協力して、地域の巡回パトロールを行う。

第11節 交通対策計画

〔方針・目標〕

- 災害警戒段階から警察、道路管理者と連絡を取り、道路被害や通行規制などの情報を収集し、緊急車両が通行可能な道路を把握する。

第1 交通応急対策

| | |
|-------|----------------------------------|
| 市担当部班 | 建設部建設班 |
| 関係機関 | 大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、熊谷市建設業協会 |

建設部は、各道路管理者、警察署等の関係機関と連携して、情報収集や応急措置を以下のとおり行う。

1 交通支障箇所の調査及び通報

- (1) 道路管理者として、警戒段階からパトロールを行い、所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、支障の有無、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。
- (2) 調査の結果、交通支障箇所を発見したときは、速やかに、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等について関係する道路管理者相互に連絡を取り合う。
- (3) 前項の状況を直ちに消防部はじめ各部に周知するとともに、警察署等市域を管轄する関係機関の長に対して相互に連絡をとる。

2 道路交通確保のための応急措置

- (1) 道路法（第46条）に基づく応急対策
道路管理者として、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。
- (2) 道路施設の応急対策方法
道路の破損、流失、埋没並びに橋梁^{りょう}の損傷等被害のうち比較的軽微な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土等除去、橋梁^{りょう}の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図る。
また、応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路^うを開設するとともに、代替道路（迂回路線）を選定し、道路交通の確保を図る。

【資料編】2 市道及び橋梁の状況

35 埼玉県建設業協会大里支部会員一覧（市内業者）

第2 交通規制措置

| | |
|-------|-------------------------|
| 市担当部班 | 建設部建設班 |
| 関係機関 | 大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署 |

1 交通規制等の実施者及び状況・内容

交通規制等の実施者及び状況・内容は、以下のとおりである。

■交通規制の実施者

| 実施機関 | 規制を行う状況・内容 | 根拠法令 |
|------------------------|--|------------------------------|
| 公安委員会 | ◇災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。 | 災対法第76条 |
| | ◇道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。 | 道路交通法第4条 |
| 警察署長 | ◇道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。 | 道路交通法第5条 |
| 警察官 | ◇通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。 | 災対法第76条の3第1項 災対法第76条の3第2項 |
| | ◇道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 | 道路交通法第6条第4項 |
| 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防士員 | ◇警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、災対法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。 | 災対法第76条の3第3項、第4項 |
| 道路管理者 | ◇道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。 | 道路法第46条 |

2 交通規制等の周知

建設部は、交通規制に関する情報をとりまとめ、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）並びに選定されている代替道路（迂回路線）などについて、市の有するあらゆる広報媒体を活用して市民等に広く周知する。

第3 緊急通行車両の確認等

| | |
|-------|----------|
| 市担当部班 | 総務部庶務職員班 |
| 関係機関 | 熊谷警察署 |

1 申請の手続

知事又は公安委員会は、災対法第 76 条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災対法施行令第 33 条の 2 の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

総務部は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。県又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所^{てんぶ}に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

2 緊急通行車両等の事前届出について

公安委員会では、緊急通行車両の迅速な確認手続を実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理している。

事前届出車両については、緊急通行車両の確認申請を受けた場合、確認に係る審査を省略し証明書及び標章が直ちに交付される。

- 【様式編】 31 緊急通行車両事前届出書
32 緊急通行車両事前届出済証
33 緊急通行車両確認申請書
34 緊急通行標章

第12節 避難計画

[方針・目標]

- はん濫注意報で「避難準備」、はん濫警戒情報で「避難勧告」、はん濫危険情報で「避難指示」を基準として市から避難情報を発令する。
- 災害時要援護者の避難情報は、FAX、防災情報メール、民生委員・登録支援員等の協力により、確実に伝達するように努める。
- 避難所では、災害時要援護者専用スペースの設置、社会福祉施設に福祉避難所を設置するなど、災害時要援護者の負担軽減に配慮する。

第1 避難の勧告・指示・誘導

| | |
|-------|---|
| 市担当部班 | 本部事務局、総合政策部広聴広報班、福祉部、行政センター部、教育部 |
| 関係機関 | 利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、熊谷地方气象台、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、熊谷市消防団、熊谷市社会福祉協議会、自主防災組織 |

1 避難の勧告・指示の発令

市及び防災関係機関は、災害から住民の安全を確保するため相互に連携し、避難勧告及び指示・誘導等の必要な措置を講ずるものとする。

浸水想定区域内の住民等に対しては水防法による洪水予報を目安とするが、判断にあたっては、上流域の雨量、水位の状況、气象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

■避難勧告等の種類と判断の目安

| | 発令時の状況 | 住民に求める行動 | 判断の目安 |
|--------|---|--|---|
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> • 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 • 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 • 人的被害の発生した状況 | <ul style="list-style-type: none"> • 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 • 直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 • 切迫した災害の前兆があるとき 【浸水想定区域】 • はん濫危険情報が発表されたとき |
| 避難勧告 | <ul style="list-style-type: none"> • 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 | <ul style="list-style-type: none"> • 通常の避難行動ができる者は、指定の避難場所等への避難行動を開始 | <ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 • 災害の前兆がある場合 【浸水想定区域】 • はん濫警戒情報が発表されたとき |
| 避難準備情報 | <ul style="list-style-type: none"> • 要援護者等、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 | <ul style="list-style-type: none"> • 要援護者等、避難行動に時間を要する者は、避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） • 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 | <ul style="list-style-type: none"> 【浸水想定区域】 • はん濫注意情報が発表されたとき |

2 避難の勧告・指示等の伝達

避難の勧告・指示等の伝達は、次の経路のとおりとする。

本部長は、関係各部及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告（指示）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

■避難準備情報、避難勧告・指示等の伝達方法

| 対象 | 担当 | 伝達方法 |
|----------|--------------------------|--|
| 一般住民 | 市民活動推進課 広報広聴課 消防本部 | 自治会・自主防災組織への電話 広報車、防災行政無線 サイレン、広報車 |
| 在宅要援護者世帯 | 福祉課、長寿いきがい課、 障害福祉課 | F A X、民生委員・登録支援者へ 防災情報メールで協力要請 |
| 学校・幼稚園 | 学校教育課 | F A Xによる一斉送信 学校防犯メール |
| 保育園 | 保育課 | F A Xによる一斉送信 |
| 福祉施設 | 長寿いきがい課、障害福祉課 | F A Xによる一斉送信 |
| 事業所 | 広報広聴課 | 広報車、防災行政無線 |

■避難時の伝達事項例

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◇避難の理由 ◇避難先 ◇避難時の服装、携行品等 ◇避難準備情報、避難勧告・指示の対象区域 ◇避難経路 ◇避難行動における注意事項 <p>※市長は、災害時要援護者への伝達に際しては避難支援計画等を踏まえそれぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。</p> <p>※市長は、避難勧告・指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民にその意味がわかりやすく伝わるよう努める。</p> |
|--|

3 解除

本部長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

■避難の勧告・指示の発令権者及び要件

| 発令権者 | 勧告・指示を行う要件 | 根拠法令 |
|------|--|---------|
| 市長 | ◇災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 | 災対法第60条 |
| 知事 | ◇災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。 | 災対法第60条 |

| 発令権者 | 勧告・指示を行う要件 | 根拠法令 |
|-------------------|--|--------------|
| 警察官 | ◇市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。 ◇市長から要求があったとき。 | 災対法第61条 |
| | ◇人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。 | 警察官職務執行法第4条 |
| 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 | ◇人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいなくて、 | 自衛隊法第94条 |
| 知事又は知事の命を受けた県職員 | ◇洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 | 水防法第29条 |
| | ◇地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 | 地すべり等防止法第25条 |
| 水防管理者 | ◇洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 | 水防法第29条 |

4 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

| 設定権者 | 設定の要件・内容 | 根拠法令 |
|---------------------|---|-----------|
| 市長 | ◇災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。 | 災対法第63条 |
| 知事 | ◇災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。 | 災対法第73条 |
| 消防長又は消防署長 | ◇ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。 | 消防法第23条の2 |
| 消防吏員又は消防団員 | ◇火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。 | 消防法第28条 |
| 水防団長、水防団員、消防機関に属する者 | ◇水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。 | 水防法第21条 |

| 設定権者 | 設定の要件・内容 | 根拠法令 |
|-------------------|---|-----------|
| 警察官 | 次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ◇市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 | 災対法第63条 |
| | ◇消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。 | 消防法第23条の2 |
| | ◇消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。 | 消防法第28条 |
| | ◇消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。 | 水防法第21条 |
| 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 | ◇市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 | 災対法第63条 |

5 避難誘導

(1) 避難の誘導者

避難の誘導は、消防職員、消防団員、警察官が行う。自主防災組織は、これらの機関に協力する。

(2) 避難誘導

避難の誘導は、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導する。特に、危険箇所には人員を配置する。避難は、原則として、避難者による自力避難とする。避難にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の災害時要援護者を優先させる。ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、総務部等が準備した車両で避難させる。

なお、市民に対しては、避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう周知広報に努める。

消防団員、自主防災組織は、自身の安全を確保し誘導にあたるものとする。

【様式編】14 避難勧告書

15 避難指示書

16 避難勧告等発令について

第2 避難所の開設・運営等

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 市担当部班 | 教育部、市民部、福祉部、産業振興部、行政センター一部福祉班（市民福祉班） |
| 関係機関 | 自主防災組織 |

1 避難所開設

(1) 避難所の開設

本部長は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。

教育部は、避難所を開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員（避難所担当職員）を派遣する。また、福祉部は、避難生活が長期化し、災害時要援護者を対象とする福祉避難所を開設する場合、開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員（避難所担当職員）を派遣する。避難所担当職員は、施設の管理者等と協力して避難者受け入れの準備を

行う。ただし、教育部・福祉部が開設しない場合であっても、住民の安全確保のため、避難所への収容が必要と認められる場合は、施設管理者等が開設することができる。また、勤務時間外は、状況に応じて避難所担当職員が施設に直行して行う。

(2) 避難者の受け入れ

避難所担当職員は施設管理者等と協力して、避難者カードに記入した避難者を避難スペースへ案内して、施設利用の注意、要望聴取等を行う。また、教育部は、避難者の概数をとりまとめて本部事務局に報告する。

本部長は、市域の避難所では収容力が不足する場合は、市域外での避難所の確保を県に対し協力を要請する。

担当職員のほか、施設所管課、物資調達、ボランティア担当などとの連携が必要であり、相互に連絡を取り合うものとする。

2 避難所の運営

教育部は、家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、以下のような避難所の運営を行う。

(1) 避難所自主運営体制の確保

住民組織を中心とした避難所自治組織を立ち上げ、避難者、避難所担当職員及びボランティアによる運営を行う。なお、女性の視点を取り入れた避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。避難所担当職員は、住民組織のリーダーが中心となって避難所自治組織を結成するように、組織やルールづくり等を支援する。また、避難所運営における相談や災害対策本部との調整等を行う。

■避難所の運営（役割分担）

| | | | |
|---------|--------------|-------------|-----------|
| 避難所担当職員 | ◇市災害対策本部との連絡 | ◇施設管理者との調整 | ◇避難者への広報 |
| | ◇運営に関する相談対応 | ◇避難所運営記録の作成 | |
| 避難所自治組織 | ◇運営方針の決定 | ◇生活ルールの決定 | ◇食料・物資の配布 |
| | ◇清掃 | ◇避難者への情報伝達 | ◇要望のとりまとめ |
| ボランティア | ◇生活支援 | | |

(2) 避難所事務室の開設

避難所担当職員は、避難所に避難所事務室を開設し、運営の拠点とする。

(3) 他都道府県からの避難者の受入れ

大規模災害時において、他都道府県知事から県を通じて避難者の受入れ要請があった場合は、避難所を確保するものとする。

(ア) 避難所の開設にあたっては、市内の公共施設の中から避難者数等を考慮しながら選定する。

(イ) 避難所として選定された施設管理者等は、必要時に当該施設が迅速・円滑に避難所として開設できるよう維持・管理に努めるものとする。

(4) 避難者名簿、避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所自治組織の協力を得て、避難者の名簿を作成し、避難者の把握を行う。

また、避難所の運営状況について、避難所の運営を記録し、毎日、災害対策本部へ報告す

る。病人の発生等、特別な事情のあるときは、必要に応じて報告する。

避難所からの退去者、毎日の出入りを記録する。

(5) 避難所内広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。また、災害時要援護者に考慮し避難所自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

(6) 避難所内防犯対策

避難所では外来者の受付記録をとり、防犯に注意する。必要に応じて警察官の派遣を要請する。

(7) 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況を把握するため通信連絡手段の確保に努める。

3 避難所設備の整備

(1) スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して避難所のスペースを配置する。

■スペース例

| | | |
|------------|----------|-----------|
| ◇生活スペース | ◇休憩スペース | ◇更衣スペース |
| ◇洗面・洗濯スペース | ◇救護所スペース | ◇物資保管スペース |
| ◇配膳・配給スペース | ◇駐車スペース | |

(2) 設備・備品の設置

避難生活に必要な設備・備品を設置する。特に、季節の特性や災害時要援護者、男女のニーズの違い及びプライバシーの確保に配慮する。

不足の設備、備品は産業振興部が確保する。

■避難所の設備例

| | | | | |
|-------|-------|-------|----------|-------|
| ◇暖房器具 | ◇冷房器具 | ◇扇風機 | ◇仮設トイレ | ◇公衆電話 |
| ◇給湯設備 | ◇掲示板 | ◇間仕切り | ◇食器、調理器具 | ◇清掃用具 |

4 避難者への支援

(1) 食料・物資の供給

教育部は、避難者名簿から必要数を把握し、産業振興部及び各行政センター部に供給を要請する。食料は、アレルギー等に配慮する。避難者への配布は、避難所自治組織が実施する。

(2) 衛生管理

避難所担当職員は、避難所自治組織、保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。

■衛生対策例

| | | |
|---------------|----------------|--------|
| ◇ゴミ箱、清掃用具の設置 | ◇ゴミ置き場等の清掃・消毒 | ◇食料の管理 |
| ◇炊事場等の清掃 | ◇手洗い、うがいの励行 | |
| ◇健康診断、巡回医療の実施 | ◇トイレ、洗面所の清掃・消毒 | |

(3) 入浴対策

市民部は、自衛隊の入浴支援及びホテル、公衆浴場等の入浴施設等確保により被災者に対し入浴サービスを提供する。

(4) 相談所の開設

市民部及び行政センター部は、避難所担当職員と連携して、避難所に相談所を設置し、被災者対策の各種申し込み、関係機関の支援策等の受付窓口とする。

5 災害時要援護者や女性への避難所対策

避難所担当職員は、災害時要援護者や女性に配慮し、災害時要援護者専用スペース、間仕切り、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所を適切な場所に設置するなど避難所生活に配慮する。

市は、女性の相談員などを配置若しくは巡回させ、女性や災害時要援護者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては、男女共同参画を推進している民間団体に協力を要請する。

避難生活が長期化し福祉避難所が開設されたときは、福祉部が行う要援護者の状況や支援の必要性などの調査、福祉避難所への移送などに協力する。

6 避難所生活長期化への対応

避難所生活が長期化した場合には、避難者の健康面での配慮が必要となる。その場合に、県営住宅や市営住宅及び一般住宅への入居に関する住宅支援を積極的に実施する。

7 避難所管理・運営マニュアルの設置の作成

災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

- 【資料編】 42 避難地一覧
- 43 避難所一覧
- 44 福祉避難所一覧
- 47 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設一覧
- 【様式編】 17 避難所開設状況報告書
- 18 避難所状況報告書
- 19 避難状況一覧
- 20 避難者カード
- 21 避難所物品受払簿
- 22 職員避難所勤務状況
- 23 避難所日誌

第13節 救急救助・医療救護計画

[方針・目標]

- 被災者の医療は、市内の12病院、5透析医療機関、**6**産科診療所を中心に、地域の医師が協力して行う体制とする。
- 避難所を開設した小学校に救護所を設置し、傷病者のトリアージ、応急手当等の初期対応にあたる。その後、各保健センター、母子健康センターの5救護所で対応する。
- 被災者への健康対策として、保健師を中心に結成したチームをベースに、避難所・在宅の被災者の健康状況の把握と対処を行う。特に、精神のケア、高齢者のインフルエンザ、エコノミークラス症候群の予防に留意する。人工透析患者には、透析可能な病院の紹介、搬送を行う。

第1 救助・救急活動

| | |
|-------|----------------------------------|
| 市担当部班 | 市民部市民班、行政センター部、消防部 |
| 関係機関 | 自衛隊、熊谷警察署、熊谷市消防団、熊谷市建設業協会、自主防災組織 |

1 救助活動

(1) 行方不明者情報の収集

市民部は、災害により要救助者、行方不明者が発生した場合は、消防部その他関係機関等と相互に連携し、氏名、性別、年齢、災害発生場所、遭難場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 救助活動

消防部は消防団と協力して、行方不明者情報、土砂崩れの現場等の状況をもとに、行方不明者の生理め等を検索する。また、救助隊の編成、救助資機材等の活用により生理者を救出する。

災害の状況等により市の救助隊だけでは、救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合は、県知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械器具、重機等が必要な場合は、県の協力又は熊谷市建設業協会等に出動を要請する。

(3) 住民・自主防災組織・事業所の救助活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、救助隊に対し情報提供するとともに、二次災害の発生に十分注意しながら連携し、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

2 救急活動

消防部は、救助現場から救護所又は**医療機関等**まで、救急車等で傷病者を搬送する。傷病者が多数発生した場合は、**警察等**その他の機関に搬送を要請する。

市内の病院で収容できない場合は、市外後方医療機関指定病院へ救急車で搬送する。

また、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

第2 医療救護対策

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 市担当部班 | 市民部医療班 |
| 関係機関 | 熊谷保健所、熊谷市医師会、熊谷市歯科医師会、熊谷薬剤師会、埼玉県看護協会 |

1 応急医療救護活動

(1) 救護所の設置

市民部は、傷病者が発生した場合は、避難所を開設した小学校に救護所を設置して学区内の医師による初期対応を行う。その後、各保健センター・母子健康センターを救護所とする。

■救護所設置予定場所（小学校）

| | | |
|-------|------------------|----------------------|
| 初期対応 | 熊谷地区 | 熊谷東、熊谷西、熊谷南、石原、桜木 |
| | 東部地区 | 成田、佐谷田、久下、星宮 |
| | 西部地区 | 大麻生、玉井、別府、三尻、籠原、新堀 |
| | 中部地区 | 大幡、中条、奈良 |
| | 吉岡地区 | 吉岡 |
| | 大里地区 | 市田、吉見 |
| | 妻沼地区 | 妻沼、男沼、太田、長井、秦、小島、妻沼南 |
| | 江南地区 | 江南南、江南北 |
| 長期化対応 | 各保健センター、母子健康センター | |

(2) 救護班の編成

市民部は、多数の傷病者が発生した場合は、医師会に救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。災害の規模、状況によっては、近隣の病院その他の応援を要請する。

また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

(3) 救護所における活動

救護所では次の活動を行う。

■救護所での活動

- ◇負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
- ◇後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ◇負傷者の応急処置
- ◇助産
- ◇死亡の確認
- ◇遺体の検案

2 後方医療体制の確保

重症者は、市内の病院に収容する。また、市内の病院で対応が困難な場合は、県に対し災害拠点病院等の後方医療体制の確保協力を要請し、災害拠点病院に搬送する。

交通の状況により災害拠点病院等への搬送が救急車等では困難な場合は、ドクターヘリ・県防災ヘリ又は、県を通じ自衛隊等に搬送を要請する。

3 医薬品・医療資器材等の確保

(1) 医薬品・医療資器材等

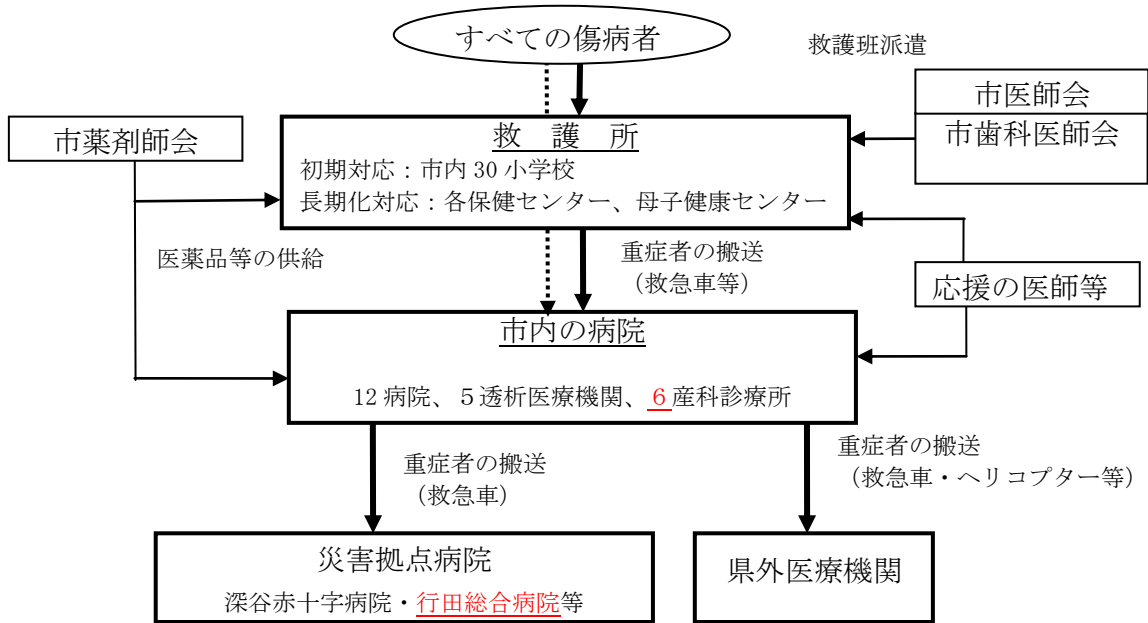
市民部は、薬剤師会、薬品業者から医薬品、医療資器材を確保する。不足する場合は、医

師会が保有する医薬品、医療用資器材を使用する。

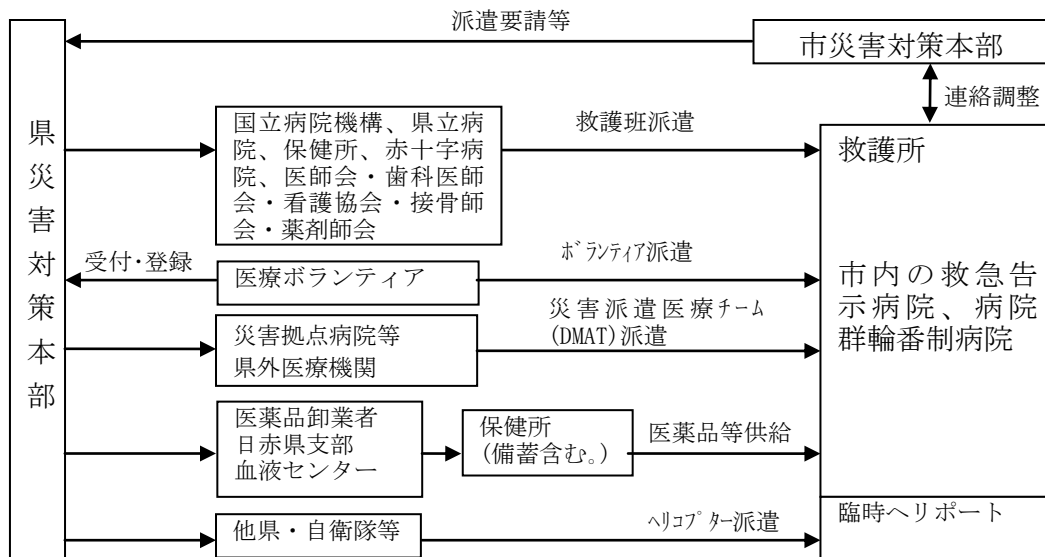
入手が困難なときは、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。

(2) 血液製剤等

市民部は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて住民へ献血の呼びかけを行う。



■多数傷病者発生時における災害時救急医療全体システムフロー図



■県と市との連携図

4 被災者等の健康管理

(1) 避難所での医療活動体制

市民部は、避難所生活が長期化するときは、避難所内に救護所を設置し、医師会、歯科医師会に対し巡回医療班の編成を要請し、健康診断や精神科、歯科等を含めた医療救護活動を

行う。

(2) 心のケア

市民部は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングや精神的ケア資料の作成等を行い、被災者や災害時要援護者の精神的負担の軽減に努める。

(3) 医療情報の提供

市民部は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

(4) エコノミークラス症候群等の予防

市民部は、エコノミークラス症候群等に関する知識や予防措置を広報するとともに、救護班、巡回医療班の協力を得て、その発症を未然に防止する。

(5) 栄養指導

市民部は、県と協力して、以下のとおり巡回栄養相談等を実施する。

■栄養指導の活動内容

- ◇炊き出し、給食施設の管理指導
- ◇患者給食に対する指導
- ◇避難所生活が長期化した場合における避難所や仮設住宅等における被災者の栄養状況の把握、栄養健康教育及び栄養状態改善指導
- ◇その他栄養補給に関すること。

【資料編】28 市内医療機関一覧

第14節 行方不明者の検索、遺体の処理及び埋・火葬計画

[方針・目標]

- 複数の死者が発生した場合は、市の公共施設に遺体安置所を設置し、警察による検視、医師による検案、遺体の安置を総合的に行う。
- 市だけでは火葬の対応が困難な場合は、遺体の火葬が早急にできるように、斎場など広域的な応援を確保する。

第1 行方不明者の検索

| | |
|-------|------------------|
| 市担当部班 | 消防部 |
| 関係機関 | 自衛隊、熊谷警察署、熊谷市消防団 |

1 行方不明者情報の収集

消防部は、災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として搜索活動を実施する。

市民部及び各行政センター一部は、相談窓口で受付けた搜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出し、連携をとる。

2 搜索活動

消防部は、救助活動で編成した救助隊を、行方不明者の搜索隊としてあて、行方不明者リストに基づき搜索活動を行う。また、警察署、自衛隊等と協力して搜索活動を実施する。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視（見分）を受ける。

第2 遺体の処理及び埋・火葬計画

| | |
|-------|-----------------------|
| 市担当部班 | 市民部市民班、行政センター一部 |
| 関係機関 | 熊谷警察署、熊谷市医師会、熊谷市歯科医師会 |

1 遺体の処理・安置

(1) 遺体安置所の設置

市民部、行政センター一部は、東部体育館、その他公共施設に遺体安置所を開設し、警察、医師会等と協力して、遺体の検視（見分）、検案、安置を総合的に行う。

遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等は葬儀業者等から確保する。

(2) 遺体の検視（見分）

警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視（見分）を行い、検視（見分）終了後に遺族に引き渡す。遺体の受取人がない場合は、死体見分調書を添えて市に引き渡す。

(3) 身元の確認

市民部、行政センター一部は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

また、警察署は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

(4) 遺体の処理

市に引き渡された遺体は、医師による検案等の処理を行う。市民部は、医師会等に対し、遺体の処理を要請する。

身元が判明している遺体は、遺体処理の後、遺体収容所（安置所）で遺族に引き渡す。

■遺体の処理

| | |
|---------------------|---|
| ◇遺体の洗浄、 縫合消毒等の処理 | 遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置 |
| ◇遺体の一時保存 | 身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。 |
| ◇検案 | 遺体の死因その他の医学的検査をする。 |

(5) 漂着遺体等の取扱い

市民部は、遺体の身元が判明している場合、その遺族又は被災地の市町村長に引き渡す。遺体の身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

ただし、救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

2 遺体の埋・火葬

(1) 埋・火葬許可書の発行

市民部、行政センター部は、災害相談窓口等で埋火葬許可書を発行する。

(2) 埋・火葬

市民部は、遺体を市立葬斎施設「メモリアル彩雲」にて火葬する。遺体が多数のため、市内の施設では処理できないときは、県に協力を要請する。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

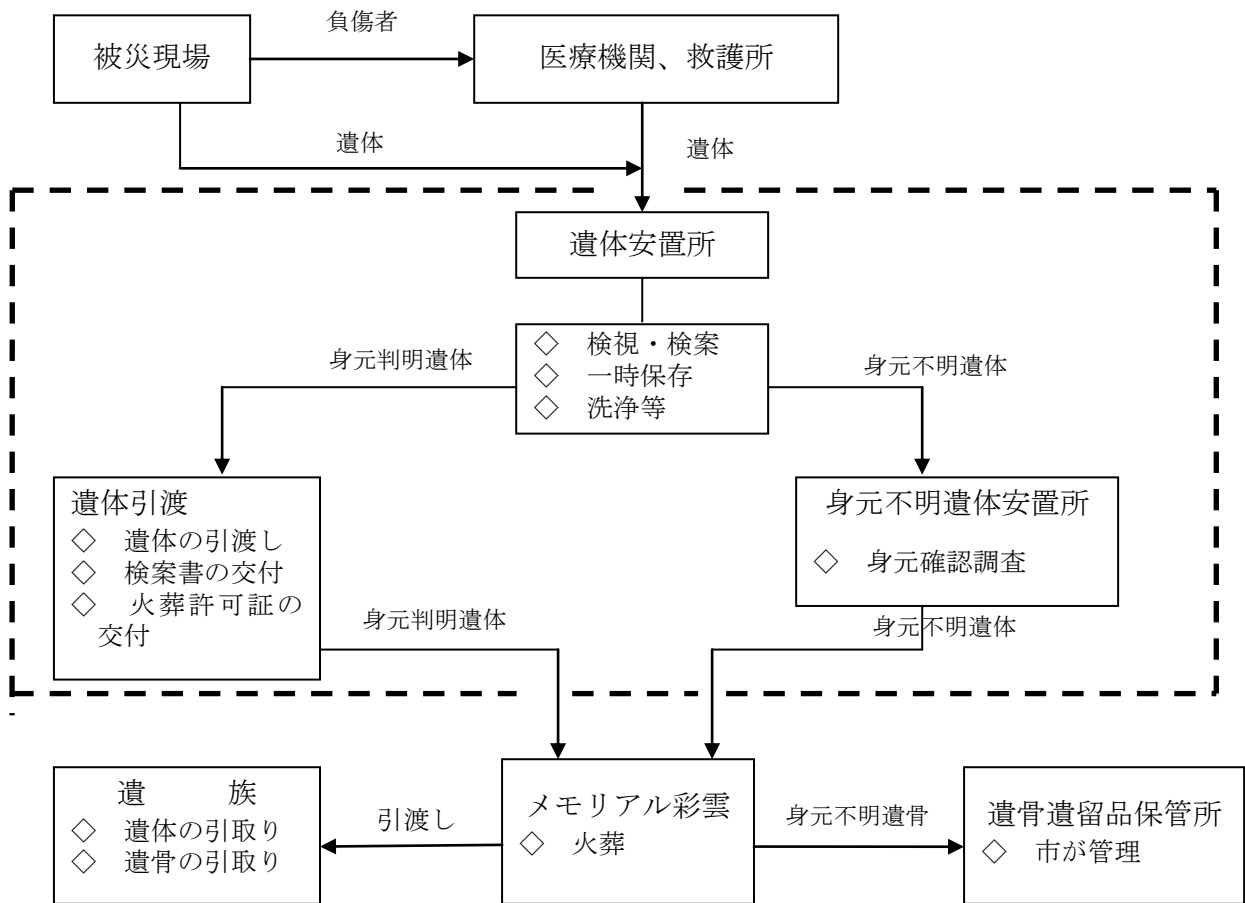
(3) 遺骨の保管

市民部は、引取り手のない遺骨等を遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。

【資料編】9 火葬場

38 葬儀業者一覧

39 市内寺院一覧



■ 遺体の搜索、処理、火・埋葬までの流れ

第15節 災害時要援護者等の安全確保対策

〔方針・目標〕

- 避難準備情報、避難勧告・指示等を発令した場合は、民生委員、自治会等の協力を得て災害時要援護者の安否を確認し、避難支援等の必要な対策を行う。
- 避難生活時は、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体との連携により、必要な介護、メンタルケアを実施する。また、老人福祉センター等の公共施設に福祉避難所を設置し、要援護者を収容する。
- 外国人も要援護者と位置付け、関係団体や語学ボランティアの協力による支援を行う。

第1 災害時要援護者の安全確保

| | |
|-------|--|
| 市担当部班 | 福祉部、行政センター一部福祉班（市民福祉班）、市民部 |
| 関係機関 | 大里福祉保健総合センター、熊谷児童相談所、埼玉県社会福祉協議会、熊谷市社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者、民生委員、自主防災組織 |

1 施設入所者・在宅要援護者の避難支援

(1) 情報の伝達

福祉部は、避難準備情報が発令された場合、社会福祉施設等に連絡する。

在宅の要援護者に対しては、民生委員や福祉関係団体等と協力して情報を伝達する。

(2) 安否確認の実施

福祉部は、職員による調査班を編成し、各居宅に取り残された災害時要援護者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した在宅災害時要援護者の「要援護者リスト」あるいは「要援護者マップ」等を活用し、民生委員や自主防災組織、登録支援員等の協力を得ながら行う。

(3) 避難誘導

災害時要援護者の避難は、原則として地区の自治会、自主防災組織等が支援する。

避難困難な状況にある場合、福祉部は、福祉関係団体等に協力を要請するとともに、公用車等による移送を行う。

2 被災要援護者への支援

(1) 避難所における援護対策

福祉部は、災害時要援護者の状況を把握し、次のような対策を行う。

■避難所における災害時要援護者への支援

| | |
|------------------|---|
| ケアサービスリストの作成 | ◇必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模 ◇その他介護に必要な状況 |
| 必要な設備・物資の確保・設置 | ◇踏み板等、段差の解消 ◇簡易ベッド ◇パーティション（間仕切り） ◇車いす、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等介護物資 |
| 災害時要援護者専用スペースの確保 | ◇可能な限り少人数部屋 ◇専用トイレ |
| 生活支援 | ◇適温食と高齢者に配慮した食事の供給 ◇ホームヘルパーの派遣、ガイドヘルパーの派遣 |

| | |
|------|------------------------------|
| 広報支援 | ◇手話通訳の派遣 ◇ボランティアによる個別情報伝達 |
|------|------------------------------|

(2) 社会福祉施設等への一時入所

福祉部は、避難所で介護等が困難な災害時要援護者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、社会福祉施設等への一時受け入れを要請する。

(3) 相談窓口の開設

市民部は、各庁舎内に相談窓口を設置する。福祉部は、各窓口には、福祉担当職員、福祉関係者、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(4) 巡回サービスの実施

福祉部及び市民部は、福祉担当職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師などによりチームを編成し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

3 福祉仮設住宅入居者への支援

福祉部は、社会福祉団体等と協力し、福祉仮設住宅に入居している災害時要援護者を支援する。

4 社会福祉施設入所者等の安全確保

(1) 安否確認の実施

社会福祉施設等の管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、施設職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

(2) 施設における生活の確保

福祉部は、災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、必要とする品目、数量等の情報を収集し、関係する部に供給支援を要請する。また、ライフラインの優先復旧を要請する。

5 福祉避難所の設置

福祉部は、避難地域の状況に応じ、市の公共施設に福祉避難所を設置して、避難所にて避難生活が困難な要援護者を収容する。

避難所生活が長期化した場合は、災害時要援護者の健康状態に配慮し、社会福祉施設等との連携のもと施設への収容を行う。

■福祉避難所設置予定箇所

| | |
|---------------|-------------------|
| ◇妻沼デイサービスセンター | ◇老人福祉センターひかわ荘 |
| ◇老人福祉センター別府荘 | ◇熊谷養護学校 |
| ◇中条農村センター | ◇箱田高齢者・児童ふれあいセンター |
| ◇障害福祉会館 | ◇老人福祉センター上之荘 |
| ◇老人憩いの家吉岡荘 | ◇大里保健センター |
| ◇老人福祉センター江南荘 | ◇江南デイサービスセンター |

| 第2 外国人への支援 | |
|------------|------------|
| 市担当部班 | 総合政策部広報広聴班 |
| 関係機関 | 熊谷市国際交流協会 |

1 安否確認の実施

総合政策部は、職員及び語学ボランティア等による調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認を実施する。この調査結果は、本部事務局を通じて、県に報告する。

2 避難誘導の実施

総合政策部は、広報車や防災行政無線等を活用して、外国語による要避難広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

3 情報提供

総合政策部は、市ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用して外国語による情報提供を行う。また、国際交流協会、語学ボランティア等の協力を得て、チラシ・市報臨時版等の発行による生活支援情報の提供を随時行う。

4 相談窓口の開設

総合政策部は、市民部及び行政センター部と連携し庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第16節 飲料水、食料、生活必需品等供給計画

[方針・目標]

- 一時的に避難した者の食料・物資は、家庭内備蓄でまかなうほか、市から備蓄食料や備蓄の毛布等を配布して避難生活を支援する。
- 水害、土砂災害により住家を失った避難者に対しては、炊き出しの実施、調達した食料・物資を供給する。
- 多数の被災者が発生した場合は、全国に支援を要請し救援物資を受け入れる。なお、受け入れる物資は企業・団体からの救援物資のみとし、個人からの物資は受け入れないことを原則とする。

第1 給水計画

| | |
|-------|------|
| 市担当部班 | 水道部 |
| 関係機関 | 県企業局 |

風水害や土砂災害による水道施設の破損、水質悪化等により、飲料水の供給が停止した場合、次のように給水活動を行う。

1 優先給水

水道部は、断水地区の医療機関等の重要施設に対し優先給水を行う。給水は、市所有の車両、資機材を用いて行う。

2 需要の把握

水道部は、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

■把握する内容

| | |
|------------|--------------|
| ◇断水地区の範囲 | ◇断水地区の人口、世帯数 |
| ◇避難所及び避難者数 | ◇給水所の設置場所 |

3 給水活動の準備

水道部は、次のように給水活動の準備を行う。

■給水活動の準備

| | |
|----------|--|
| 給水所の設定 | 避難所又は被災地の公園等 |
| 活動計画作成 | ◇給水ルート ◇給水量 ◇給水方法 ◇人員配置 ◇資機材の準備 ◇広報の内容・方法等 ◇水質検査 |
| 応援要請 | 自衛隊、他水道事業者 |
| 給水資機材の確保 | 水槽積載車（不足するときは自衛隊、日本水道協会埼玉県支部に要請） 備蓄品（不足するときは業者から確保） |

4 水源の確保

水道部は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、被害状況を把握するとともに、水源の確保を図る。また、緊急の場合は、小・中学校の受水槽等を給水源と

して利用する。この場合、衛生確保に留意する。

5 給水活動

水道部は、浄水場等から給水所に水槽積載車で運搬する。給水所では、市が所有している飲料水袋や住民自らが持参したポリタンク、バケツ等に給水する。

なお、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

■給水量の目安

| 項 目 | 経過日数 | | | |
|----------|----------------|--------------------------|---------------------------|----------------|
| | 第一次応急給水 | 第二次応急給水 | 第三次応急給水 | |
| | 災害発生～3日 | 4日～10日 | 11日～21日 | 22日～28日 |
| 目標応急給水水量 | 3ℓ /人・日 | 20ℓ /人・日 | 100ℓ /人・日 | 250ℓ /人・日 |
| 用 途 | 生命維持に必要な最低限の水 | 調理、洗面など最低生活に必要な水 | 調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水 | 被災前と同様の生活に必要な水 |
| 給水方法 | 備蓄水と給水車などの運搬給水 | 運搬給水と応急給水施設、地下式給水栓での拠点給水 | 1部は復旧した水道管での給水、その他拠点給水の継続 | 復旧した水道管での給水 |

6 給水施設の応急復旧

水道部は、給水施設の応急復旧をおおむね以下のとおり行う。

(1) 被害箇所の調査と応急復旧

上水道の被害状況の調査及び応急復旧工事については、6日以内に完了するよう努める。

(2) 資材の調達要請

復旧資材が不足する場合は、知事及び日本水道協会埼玉県支部に対し調達あつせんを要請する。

(3) 技術者のあつせん要請

応急、復旧工事の技術者等が不足する場合は、知事及び日本水道協会埼玉県支部に対しあつせんに要請する。

【資料編】12 水道施設及び給水用具一覧

36 熊谷市管工事業協同組合 組合員一覧

第2 食料供給計画

| | |
|-------|--|
| 市担当部班 | 産業振興部、行政センター部産業建設班 |
| 関係機関 | くまがや農業協同組合、熊谷商工会議所、 <u>くまがや市商工会、</u> <u>(社) 埼玉県トラック協会熊谷支部</u> |

1 対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

- ◇避難指示等に基づき避難所に収容された人
- ◇住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- ◇旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人
- ◇施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ◇災害応急活動従事者（※救助法の実費弁償の対象外）
- ◇流通が麻痺し、食料の調達が可能となった人（※救助法の実費弁償の対象外）

2 供給数の把握

産業振興部は、避難者や災害従事者等に食料を供給するため、次のように供給数を把握する。

■供給数把握の方法

| 対象者 | 方 法 |
|--------------|------------------------|
| 避難者 | 避難所自治組織を通じて、教育部が把握する。 |
| 職員、応援者、作業従事者 | 各部からの報告を総合政策部が集計・把握する。 |

3 食料の確保・調達

供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類とし、副食等は炊き出しで補う。できる限り災害時要援護者に適した供給ができるように配慮する。

産業振興部は、教育部、総合政策部から得た必要量をもとに食料供給業者から調達する。食料はアレルギーに配慮する。市内では確保が困難なときは、県等に対して食料の供給を要請する。

また、応急用米穀の確保ができないときは、知事に要請し、知事の指示に基づいて関東農政局地域課長又は政府食糧を保管する倉庫の責任者から受領する。

なお、災害発生当初に食料供給業者から確保できない場合は、備蓄食料を供給する。

4 食料の搬送・配布

産業振興部は、食料の搬送を避難所等の配布先まで食料供給業者に要請する。できない場合は、輸送業者等の協力を得て搬送する。避難所等での配布は、避難所自治組織に依頼する。

5 炊き出しの実施

炊き出しは、原則として避難所自治組織が避難所内で実施し、必要に応じて、日赤奉仕団、ボランティアに応援を要請する。

また、炊き出しの食材等は、農協、米穀取扱業者、食料品販売業者から調達する。

なお、多大な被害を受けたことにより、炊き出し等の実施が困難な場合は、本部事務局を通じて知事に協力を要請する。

6 救援物資の受け入れ・管理

(1) 救援物資の取り扱い

救援物資は、原則として個人からは受け入れない。公共団体や企業等からの申し出については、提供申出者を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要なときに供給を要請する。

(2) 受け入れ・管理・配分

産業振興部は、必要に応じて物流業者等の協力を得て、物資集配所を設置し、受け入れ・

管理・配分業務を物流業者等に委託する。

公共施設で救援物資の受け入れ・管理を行う場合は、社会福祉協議会を通じてボランティア等に協力を要請する。

【資料編】 34 埼玉県エルピーガス協会熊谷支部加入販売店一覧（市内業者）

48 応援協定

【様式編】 24 物資受払簿

25 物品輸送引渡書、物品受領書

26 食料調達状況

27 輸送状況

29 災害救援物資受領書

30 災害応急米穀の供給割当について

第3 衣料、生活必需品等供給計画

| | |
|-------|---------------------|
| 市担当部班 | 産業振興部、行政センター一部産業建設班 |
| 関係機関 | 熊谷商工会議所 |

1 対象者

衣料、生活必需品等供給の対象者は、次のとおりとする。

■物資供給の対象者

- ◇避難指示等に基づき避難所に収容された人
- ◇災害により住家に被害を受けた人
- ◇被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人

2 供給数の把握

産業振興部は、教育部、自主防災組織等から供給数を把握する。

3 衣料、生活必需品等の確保・調達

供給する物資は、原則として救助法の規定する物品とし、その他は必要に応じて供給する。産業振興部は、教育部、自主防災組織等から得た必要量をもとに物資供給業者に物資の確保を要請する。

また、福祉部を通じて日本赤十字社埼玉県支部に対し救援セットの供給支援を要請する。

■供給する物資例

- ◇寝具
- ◇外衣
- ◇身の回り品
- ◇炊事道具
- ◇食器
- ◇日用品
- ◇光熱材料

4 衣料、生活必需品等の搬送・配布

第2の4「食料の搬送・配布」に準じて行う。

5 救援物資の受け入れ・管理

第2の6「救援物資の受け入れ・管理」に準じて行う。

第17節 応急住宅対策

〔 方針・目標 〕

- 速やかにり災証明を発行するために、家屋の被災調査は、浸水等の危険性が解消された段階から着手し、20日以内を目途にり災証明書が発行可能な体制とする。
- 応急仮設住宅は、発災後1週間以内に必要戸数及び建設予定地を選定し、20日以内を目標として入居が可能となるように県と連携をとり対策を進める。

第1 住家の被災調査・り災証明書の発行

| | |
|-------|------------------------------|
| 市担当部班 | 総務部調査班、 <u>行政センター一部総務税務班</u> |
| 関係機関 | |

1 住家の被災調査

総務部は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。認定の基準は、以下の表のとおりとする。調査要員が不足する場合は、県、近隣市町等に応援を要請する。

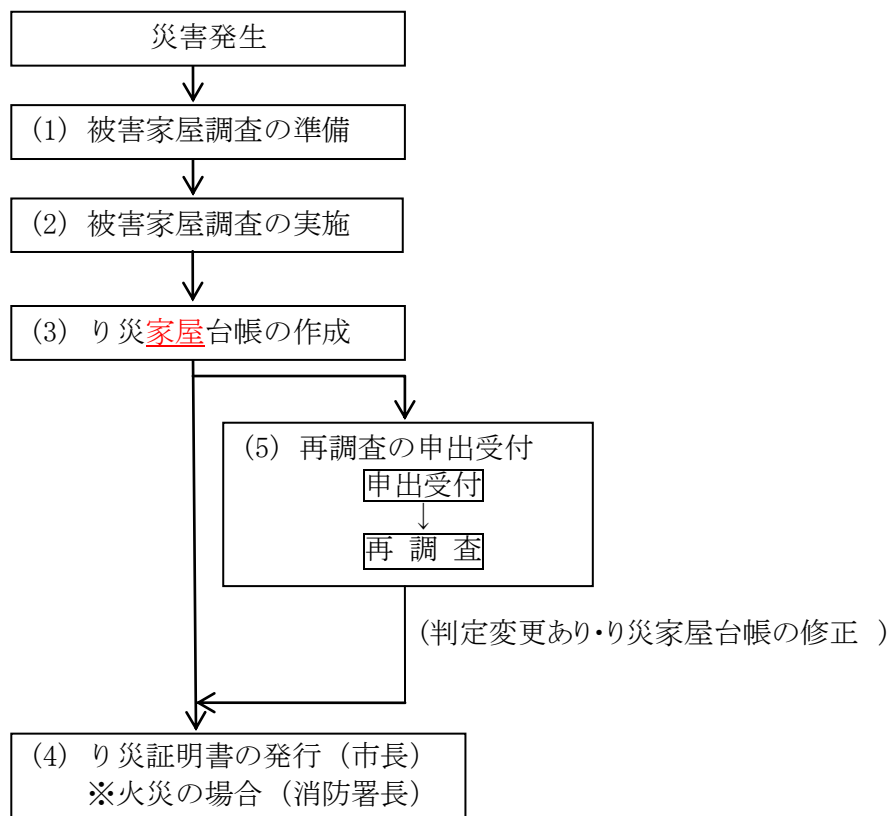
■住家被害程度の認定基準

| 被害の区分 | 認定の基準 |
|---|---|
| 住家の全壊 (全焼・全流失) | 住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が <u>50%以上</u> に達した程度のものとする。 |
| <u>住家の大規模な半壊</u> (<u>大規模半焼</u>) | <u>住家はその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、居住する住宅が半壊し、構造体力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u> |
| 住家の半壊 (半焼) | 住家はその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上50%未満のもの又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上 <u>40%未満</u> のものとする。 |
| 住家の床上浸水土砂の堆積等 | 全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの |
| (1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部 | |

として固定された設備を含む。

2 り災証明書の発行

総務部及び行政センター部は、被災者からの「り災証明書」発行申請に対し、調査結果から作成した「り災家屋台帳」により発行する。



■住宅の被災調査・り災証明書発行の流れ

【様式編】 36 被災者調査原票

37 り災家屋台帳

38 り災証明書

39 り災証明書交付簿

第2 応急仮設住宅の建設等

| | |
|-------|--------|
| 市担当部班 | 建設部建築班 |
| 関係機関 | 県 |

1 応急仮設住宅

救助法が適用された場合は県が応急仮設住宅を建設する。権限を委任された場合は市が行う。

(1) 需要の把握

建設部は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の必要な概数を把握する。また、災害相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。

応急仮設住宅の対象者は、り災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

■ 応急仮設住宅の対象者

| |
|----------------------------|
| 次のいずれかの条件に該当する被災者 |
| ◇住宅が全焼、全壊又は流失した被災者 |
| ◇居住する住家がない被災者 |
| ◇自らの資力をもってして、住宅を確保できない被災者 |
| ・生活保護法の被保護者及び要保護者 |
| ・特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等 |
| ・上記に準ずる被災者 |

(2) 建設用地の確保

建設部は、応急仮設住宅適地の基準に従い、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、あらかじめリストアップした候補地のうちから、原則として公有地を優先して選定する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、所有者等と十分に協議して選択する。

(3) 仮設住宅の建設

建設部は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、原則として市の工事指名登録業者の中から緊急に請負契約し建設する。

なお、気象条件や災害時要援護者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。

(4) 仮設住宅の供給

入居者の選定は、福祉業務担当者、民生委員等による選考委員会を設置して行う。建設部は、被災者の状況に関する調査票を提出するとともに、地域的な結びつきや災害時要援護者・ペットとの共生等との観点からそれまでのコミュニティが可能な限り維持されるよう要望する。

(5) その他の措置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置する。また、災害時要援護者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。

2 既存住宅の活用

建設部は、住宅を失った被災者に対して、市営住宅の空き部屋を確保・提供する。また、必要に応じて、県に対し、県営住宅、他の自治体公営住宅、都市再生機構・公社等住宅の空き部屋提供並びに民間賃貸住宅の一時借り上げによる提供を要請する。

【資料編】23 応急仮設住宅予定箇所一覧

【様式編】35 応急仮設住宅設置要領

第3 被災住宅の応急修理計画

| | |
|-------|----------|
| 市担当部班 | 都市整備部住宅班 |
| 関係機関 | 県土整備事務所 |

救助法が適用された場合、市が被災住宅の応急修理を実施する。

1 需要の把握

都市整備部は、相談窓口にて、住宅の応急修理の申し込みを受け付ける。住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

■ 応急修理の対象者

- ◇住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者
- ◇自らの資力では応急修理ができない者

2 応急修理の実施

都市整備部は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とし、工事指名登録業者に委託して応急修理を行う。

なお、資材の調達や施工業者の決定は、関係機関と綿密に連携し、迅速に行う。

3 被災者が行う応急修繕工事等への支援

(1) 建築確認等の制限の緩和

都市整備部は、必要に応じて、建築基準法に基づき、被災区域等における建築物の応急修繕工事等を行うものについての法定基準や建築確認等の制限を緩和することにより、応急仮設住宅建設・応急修理等の支援を行う。

(2) 建築確認申請手数料の減免等

都市整備部は、災害により住宅等を滅失又は破損したとき、これを建築又は大規模の修繕をする場合、建築確認申請手数料を免除又は減免する。

(3) 災害復旧用材の供給等

都市整備部は、被災者の救助、災害の復旧及び木材受給の安定のため、県・国等に対し調達・供給支援を要請する。

また、災害時の混乱に乗じた悪質業者による詐欺商法について、広報活動を行い、注意を喚起するとともに、市内関係団体等に協力を要請する。

第 18 節 文教対策・応急保育計画

[方針・目標]

- 学校、幼稚園、保育所では、気象情報等に基づいて事前に帰宅措置や施設内で保護するなど安全を確保する。
- 災害発生後、2週間程度で授業が再開できるように、避難スペースと教育スペースの調整を行う。
- 被害の後片付け等の復旧活動のため、一時的な保育を実施するなど弾力的な運用を検討する。

第 1 文教対策計画

| | |
|-------|---------|
| 市担当部班 | 教育部 |
| 関係機関 | 北部教育事務所 |

1 学校・幼稚園における事前措置・応急措置

(1) 園児・児童・生徒の避難

教育部は、気象警報等の気象情報を各学校、幼稚園等（以下「学校等」という。）に連絡する。

就業時間内に大雨警報等発令、洪水予報・水位情報周知等、災害の危険がある場合は、授業をうち切り帰宅の措置をとる。風雨が激しい場合は、学校等にて保護し保護者等に引き渡す。

(2) 安否の確認

災害が発生した場合は、学校等で、園児・児童・生徒の安否を確認し、教育部は状況を把握する。

(3) 避難所開設への協力

学校等では、避難所開設時には、派遣された職員とともに体育館等の避難スペースを確保し、避難者受け入れ準備を行う。また、避難所運営にあたっては、避難所自治組織とともに教育スペースと避難スペースとの調整をとる。

2 応急教育

(1) 教育場所の確保

教育部は、学校等の被害状況を把握するとともに、学校長と連携をとって応急教育の場所を確保する。

(2) 応急教育の準備

教育部及び学校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。教職員の被災により、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

(3) 応急教育の要領

教育部は、応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

■ 応急教育の留意事項

| | |
|------|--|
| 教育内容 | 教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。 |
| 生活指導 | ◇児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ◇関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「心のケア」対策を行う。 |

(4) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、教科書（必要な教材を含む。）、文房具、通学用品を給与する。教育部は、学校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、被害状況別、小・中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。とりまとめにあたっては、り災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品の調達は、市が業者から一括購入し、学校ごとに分配する。市において、調達が困難な場合は、県教育委員会に調達・供給支援を要請する。

(5) 授業料の減免、奨学金の貸与の措置等

救助法が適用された場合、県立学校の生徒・学生の被災の程度に応じて、授業料の減免、奨学金の貸与の措置が講じられる。小・中学校等についても給食費の免除等県に準ずる措置の実施を検討する。

3 施設の被害調査

教育部は、所管する学校施設、社会体育及び社会教育施設の点検、被害調査及び応急措置を実施する。

4 文化財の応急措置

教育部は県と連携して、次の応急措置を行う。

(1) 建造物

建造物が被災した場合は、文化財愛護ボランティア等の協力を得て被害状況をとりまとめ、以下の応急措置を施し、本修理を待つ。

ア 被害の拡大を防ぐため、地元と連絡をとりあって応急修理を施す。

イ 被害が大きいときは、損壊を防ぎ、覆屋などを設ける。

ウ 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設け、安全と現状保存を図れるようにする。

(2) 美術工芸品

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

(3) 石造建物

宝篋印塔・五輪塔などの石造建物には、崩壊するおそれのあるものがあるが、被害の程度によっては、復旧可能であり、地元と連絡を取り合って保存の処置を進める。

【資料編】10 文化財一覧

第2 応急保育計画

| | |
|-------|---------|
| 市担当部班 | 福祉部 |
| 関係機関 | 熊谷児童相談所 |

福祉部は、保育所等の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育する。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育所入所の手続を省き、一時的保育を行うよう努める。

第19節 障害物除去計画

[方針・目標]

- 河川、道路上の障害物除去は、各管理者が実施する。
- 市の道路上の障害物は、浸水等の危険が解消した後に着手し、緊急交通路は24時間以内を目標として、通行が可能となるように除去を行う。

第1 住宅関係障害物の除去

| | |
|-------|----------|
| 市担当部班 | 都市整備部住宅班 |
| 関係機関 | 熊谷市建設業協会 |

1 対象者

都市整備部は、日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に堆積した土砂、立木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。

住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

■障害物除去の対象者

- ◇当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ◇住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- ◇自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者

2 除去

都市整備部は、市所有の資機材又は建設業協会等に応援を要請して障害物を除去する。

なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

除去した障害物は、一時集積場所等を集積し、廃棄すべきものと保管すべきものと明確に区分する。

第2 道路等の障害物の除去

| | |
|-------|--|
| 市担当部班 | 建設部建設班、行政センター一部産業建設班 |
| 関係機関 | 大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所 |

1 道路上の障害物

市は、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定し、道路上の障害物を除去する。

なお、県道、国道上における障害物の除去については、原則として、各道路管理者が行うが、相互に連携調整し行う。

2 河川における障害物の除去

河川における障害物の除去は、各河川管理者が行う。

建設部は、関係各部等から河川における障害物発見の通報を受けた場合は、各河川管理者にその旨連絡し、必要に応じて除去を要請する。

除去する障害物の優先順位については、河川管理者が河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮した上で決定する。

第3 集積場所、人員、機械器具等の確保

| | |
|-------|-----------------------------|
| 市担当部班 | 環境部環境対策班、妻沼行政センター一部市民環境班 |
| 関係機関 | 北部環境管理事務所、環境整備センター、熊谷市建設業協会 |

1 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、災害廃棄物の集積場所とする。

2 必要な人員、機械器具等の確保

環境部は、障害物の除去を行うにあたっては、市の要員、市有の機械器具等に加えて、建設業協会等に応援協力を要請し、迅速かつ効果的な除去実施体制を確保する。

【資料編】37 衛生関係業者一覧

第20節 輸送計画

〔方針・目標〕

- 物資の緊急輸送等のために、市内の輸送業者等に要請し輸送手段の確保を図る。
- 水害で取り残された被災者の救助や重症者の搬送等のため、ヘリコプターを県に要請する。

第1 車両・燃料等の調達、配車計画

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 市担当部班 | 総務部庶務職員班、所管各部 |
| 関係機関 | (社)埼玉県トラック協会、熊谷トラック事業協同組合、(社)埼玉県バス協会 |

総務部は、所管する公用車その他の車両を管理し、各部からの配車要請に備え待機させる。

また、公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合に備えて、先行的に市内輸送業者等からトラック、バス等を調達する。

燃料については、市内で調達可能な燃料販売業者を確認し、地域単位に調達可能業者リストを作成し、各部に連絡通知する。

集中調達した車両の配車は、災害の状況に応じて、被害軽減及び人命救助最優先の原則に基づき、各部に配車する。

【資料編】13 市有車両一覧

- 31 埼玉県トラック協会熊谷支部会員一覧
- 32 熊谷トラック事業協同組合組員一覧
- 33 埼玉県バス協会会員一覧

第2 緊急輸送計画

| | |
|-------|--|
| 市担当部班 | 総務部庶務職員班、建設部建設班 |
| 関係機関 | 鉄道事業者、(社)埼玉県トラック協会、熊谷トラック事業協同組合、(社)埼玉県バス協会 |

1 緊急輸送の範囲

市が実施する緊急輸送の対象は、次に示すとおりとする。

■応急救助のための輸送の範囲

- ◇救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- ◇消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ◇政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資
- ◇医療機関へ搬送する負傷者等
- ◇緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- ◇食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ◇疾病者及び被災者の被災地外への搬送
- ◇輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- ◇災害復旧に必要な人員及び物資
- ◇生活必需品

2 広域搬送の一元化

緊急輸送にあたっては、県防災基地、市防災活動拠点とそれらを結ぶ緊急輸送ネットワークを主たる輸送路として活用した効率的な輸送を実施する。そのため、総務部は、県及び近隣市町と相互に連携して輸送業務の調整を行う。

3 緊急輸送情報の把握及び提供

建設部は、県をはじめ関係機関から緊急交通路の応急復旧状況、交通規制状況、交通渋滞状況等の情報を収集、とりまとめの上、各部及び緊急輸送実施者に対して、定期的かつ必要な場合は随時、情報提供する。

4 車両以外の手段による緊急輸送

(1) 鉄道による輸送

総務部は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道(株)及び秩父鉄道(株)に鉄道による輸送を要請する。

(2) ヘリコプターによる輸送

本部事務局は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。その場合、自衛隊等と連携して臨時ヘリポートを開設する。

【資料編】6 臨時ヘリポート一覧

45 緊急輸送路網図

49 消防応援協定

第21節 要員確保計画

[方針・目標]

- 発災後直ちに、社会福祉協議会と協力して災害ボランティアセンターをコミュニティセンターに設置して、受付・登録・活動割り振り等ができる体制を確保する。また、センターから離れた被災地には、現場出張所を設置する。
- 災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会やボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。市では拠点施設、資機材等の提供など必要な支援や、市の対策とボランティア活動との調整を行う。

第1 労務供給計画

| | |
|-------|-----------|
| 市担当部班 | 所管各部 |
| 関係機関 | 熊谷公共職業安定所 |

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通じて、必要最小限度の労働者の雇い上げによって確保する。また、市だけでは必要な要員を確保できない場合は、県に対し要員確保を要請する。

なお、応急救助のための人夫費として要する費用については、「救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）の範囲内において市が県に請求できる。

■雇い上げを行う応急救助の目安

| | |
|-----------------|---------------|
| ◇被災者の避難 | ◇医療及び助産における移送 |
| ◇被災者の救出 | ◇飲料水の供給 |
| ◇救助用物資の整理分配及び輸送 | ◇遺体の捜索 |
| ◇遺体の処理 | ◇緊急輸送路の確保 |

第2 一般ボランティア受入体制の確保

| | |
|-------|-----------------------|
| 市担当部班 | 市民部市民班、 <u>福祉部福祉班</u> |
| 関係機関 | 市社会福祉協議会、日赤奉仕団 |

1 ボランティア団体等への要請

市民部、福祉部は、災害対策実施にあたり、ボランティアの協力が必要な場合は、県災害ボランティアセンター、社会福祉協議会と連携して、赤十字奉仕団、ボランティアグループ、住民組織等に要請する。

赤十字奉仕団との連絡要請は福祉部、ボランティアグループ、住民組織等との連絡要請は市民部が行い、必要に応じて、各災害対策を担当する部間の総合調整を行う。

ボランティア団体等に要請する活動は、次のとおりである。

■ボランティア団体等に依頼する活動

- ◇災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ◇炊き出し、その他の災害救助活動
- ◇高齢者、障害者等の介助、介護活動
- ◇清掃及び防疫
- ◇災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- ◇応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ◇災害応急対策事務の補助

2 市外からのボランティアへの対応

災害状況によって市外からのボランティアが集まる場合は、以下の事項に留意し、その善意が効果的に生かされるよう、また、その力が十分発揮できるよう体制の確保に努める。

(1) 活動拠点の開設

市民部、**福祉部**は、社会福祉協議会と連携して、コミュニティセンターに災害ボランティアセンターを設置する。ボランティアセンターの運営は社会福祉協議会が行い、市は必要な支援を行う。

市災害ボランティアセンターでは、ボランティアの受付、登録、ボランティア活動のコーディネーター並びに関係機関、県災害ボランティアセンターとの連絡調整などを行う。

災害ボランティアセンターから離れた被害の集中している地域の公共施設等には、機材の管理、情報収集、休憩所などの機能をもった現場出張所を設置する。

また、駅、市役所などにはボランティアセンターの案内所を置く。

(2) ボランティア保険への加入

市民部、**福祉部**は、社会福祉協議会と協力して、登録したボランティアをボランティア保険に加入するように手続を行う。

(3) ボランティア活動との調整、支援

市民部、**福祉部**は、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、市からの要請事項、活動の報告や諸問題の解決を図る。また、ボランティアの活動に必要な情報を市災害ボランティアセンター及びその他のボランティア組織へ提供するとともに、これらの組織と災害対策本部との連絡調整にあたる。

第3 専門ボランティア・専門家・専門機関等への協力要請

| | |
|-------|------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、所管各部 |
| 関係機関 | 各機関 |

1 災害救援専門ボランティアの派遣要請

市各部は、大規模災害等が発生した場合、必要に応じて、県関係部局に対し、災害救援専門ボランティアの派遣支援を要請する。なお、本部事務局は、各部が行う派遣要請について、必要に応じて総合的に調整できるものとする。

■災害救援専門ボランティアの活動分野の目安

- ◇救急・救助
- ◇医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
- ◇介護

- ◇建物危険度判定、宅地危険度判定
- ◇手話通訳、外国語通訳
- ◇情報・通信
- ◇ボランティアのコーディネート
- ◇輸送

■砂防ボランティアの協力業務

- ◇地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡
- ◇土砂災害に関する知識の普及活動
- ◇土砂災害時の被災者の援助活動

2 専門家・専門機関等への協力要請

本部事務局は、災害対応上必要があると認めるときは、県に対し専門家・専門機関等の助言等の協力を要請する。

(1) 要請事項

- ア 災害時医療救護活動（初動対応の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整）
- イ 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等の治療）
- ウ 消火活動（職員の化学防護、消火手法）
- エ 避難対策（爆発等の影響範囲の算出、避難対策の実施の是非）
- オ 危険物等による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
- カ 各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非）
- キ 道路構造物の被災等の場合の復旧等の措置
- ク 代替交通対策
- ケ 心身の健康相談（アスベスト、粉塵^{じん}など危険物等に係る相談への回答）

(2) 経費の負担

専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と協議の上、決定し負担する。

第 22 節 環境衛生計画

〔 方針・目標 〕

- 浸水等の危険性が解消された直後に、上下水道の使用が不可能となった地域の避難所、公園等に仮設トイレを設置する。断水により自宅トイレが使用できない場合は、ポータブルトイレの活用を図る。
- 大量に発生する廃棄物は、公園を一次集積所として分別処理を行い、二次集積場所で処理を行う。
- 災害後の感染症、食中毒の発生を防止するため、被災地や避難所にて防疫・保健活動を実施する。特に、災害時要援護者の健康管理に留意する。
- ペットは、避難者が責任をもって管理することを原則とする。避難所など多数の被災者が集まる場所への持ち込みは禁止する。

第 1 廃棄物処理計画

| | |
|-------|------------|
| 市担当部班 | 環境部 |
| 関係機関 | 県営環境整備センター |

1 し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

下水道利用が不可能になった場合、環境部は、関係地域の避難者数等に応じて仮設トイレを避難所、公園等に設置する。市備蓄分及び市内レンタル業者等からの調達で不足する場合は、県に対し支援を要請する。

仮設トイレの設置基数は、50 人に 1 基を基本とし、障害者等への配慮を行う。

また、断水により自宅トイレが使用不能な場合は、ポータブルトイレの活用を図る。

(2) し尿の処理

環境部は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、県や隣接市町等に応援を要請する。

2 生活ごみの処理

(1) ごみ収集計画及び処理計画の作成

環境部は、被災状況、避難所の設置状況などから推定されるごみの推計発生量をもとに、現在可能なごみ処理能力、収集車両、人員の確保や支援の必要性を明確にし、ごみ収集計画及び処理計画を作成する。これをもとに、必要な体制を速やかに確保し、遅くとも数日後にはごみの収集・処理を開始する。

また、ごみの発生量が多い場所などでは一時集積場所の設置についても考慮する。

(2) ごみの収集及び処理

避難所の生活に支障が生ずることがないように避難所から発生する可燃ごみを優先的に収集・処理する。粗大ごみや資源物回収については可燃ごみを優先するために状況によっては一時的に中止する。効率的かつ環境に負荷の少ないごみ処理を行うため、その趣旨を十分広報するなどして、通常と同じようにごみの分別を徹底し、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせて処理を行う。

なお、避難所でも、避難所自治組織の協力を得て、一般のごみと同じように分別し収集する。

3 がれきの処理

(1) がれき収集計画及び処理計画の作成

環境部は、県等と連携し災害により生じたがれき等の災害廃棄物の量を推計し、必要な運搬・処理体制を検討し「がれき収集・処理計画」を作成する。

(2) がれきの収集及び処理

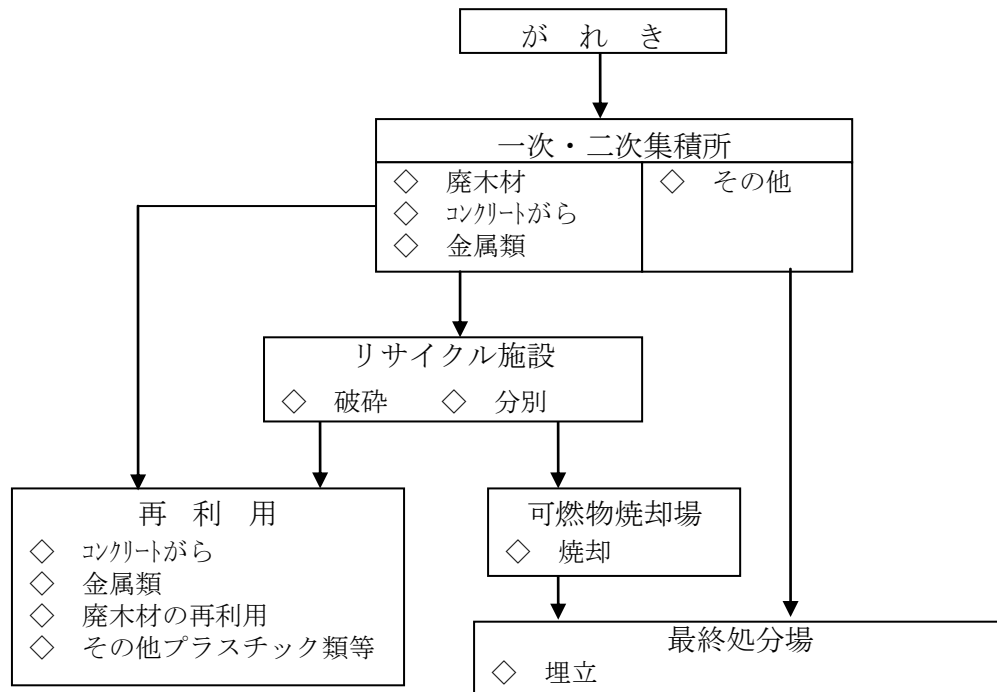
がれきは、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集する。

建築物がれきについては、被災者生活再建支援法による解体・撤去が適用された物件を対象とする。

がれきが発生した場合は、被災地に近い公園を一次集積所として指定し、分別収集を行い、処理状況に応じて二次集積所へ搬出処理を行う。収集運搬は、原則的に市及び委託業者が行うが、埼玉県清掃行政研究協議会における相互援助協定により県内自治体に応援を要請する。

■災害廃棄物集積所の候補地

| 区分 | 名称 | 所在地 | 面積 |
|--------------|--------------------------|-----------|-----------------------|
| 可燃ごみ | 別府農村広場 (二次集積所) | 西別府 592-2 | 10,000 m ² |
| 不燃ごみ 粗大ごみ | 熊谷市一般廃棄物最終処分場 (二次集積所) | 拾六間 76-1 | 5,000 m ² |
| 災害廃棄物全般 | 大里総合グラウンド | 中曽根 650 | 9,600 m ² |
| | 妻沼運動公園 | 飯塚 200-1 | 22,330 m ² |
| | 江南運動公園 | 押切 2426-1 | 17,261 m ² |



■がれき処理のながれ

【資料編】8 ごみ及びし尿処理施設一覧

37 衛生関係業者一覧

第2 防疫活動

| | |
|-------|---------------------------------|
| 市担当部班 | 市民部医療班、環境部環境衛生班、妻沼行政センター一部市民環境班 |
| 関係機関 | 熊谷保健所、熊谷市医師会、熊谷薬剤師会 |

1 検病調査

(1) 検病調査への協力

検病調査は、県が検病調査班を編成し実施するが、被害の状況によって、市民部は県の調査に協力する。

検病調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、避難所等において健康診断を実施する。また、必要がある場合は、予防接種を実施する。

(2) 感染症患者への措置

市民部、環境部は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、県の行う必要な措置について協力するとともに、県の指示により消毒の実施及び害虫の駆除を行う。

■感染症患者等への措置

| | |
|-----------------|------------------|
| ◇発生状況、動向及び原因の調査 | ◇健康診断 |
| ◇就業制限 | ◇感染症指定医療機関への入院勧告 |
| ◇消毒等 | |

2 防疫活動

(1) 防疫業務の実施

市民部、環境部は、医師会等と協力して、防疫活動実施のための防疫班を編成し、県の指示により次の防疫事務を実施する。

■災害防疫業務

| | |
|-----------------|-----------------|
| ◇予防教育及び広報活動の強化 | ◇消毒方法の励行 |
| ◇ねずみ族、昆虫等の駆除 | ◇生活用水の使用制限及び供給等 |
| ◇避難所の衛生管理及び防疫指導 | ◇臨時予防接種の実施 |

(2) 消毒及び害虫駆除の実施

市民部、環境部は、医師会・関係業者等と協力して、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒及び害虫駆除の実施を行う。また、住民組織を通じて薬品を配布する。防疫用資機材・薬剤は、市内の応援協力協定締結業者等から調達する。

【資料編】11 市所有資機材

第3 食品衛生対策

| | |
|-------|------------|
| 市担当部班 | 市民部医療班、水道部 |
| 関係機関 | 熊谷保健所 |

市は、保健所と協力して、被災者へ供給する飲料水の水質検査を実施し、必要がある場合は消毒を実施する。また、被災者等へ供給する食品、炊き出し施設等の衛生を確保するよう関係団体等に要請する。

食中毒が発生した場合は保健所が検査を行い、原因を調査し、被害の拡大を防止する。

第4 環境対策

| | |
|-------|-----------|
| 市担当部班 | 環境部環境対策班 |
| 関係機関 | 北部環境管理事務所 |

環境部は、工場、事業所等からの有害物質の漏出による公共用水域、地下水、大気及び土壌の汚染等のおそれがある場合は、周辺地域住民の生命・身体の危険防止のために必要な緊急措置を講ずるとともに、県と連携し、直ちに関係機関に連絡する。あわせて、報道機関の協力等を得て、一般への注意喚起、正しい情報及びとるべき行動等に関し広報活動を行う。

第5 動物愛護対策

| | |
|-------|------------------------|
| 市担当部班 | 環境部環境衛生班、産業振興部、行政センター部 |
| 関係機関 | 熊谷保健所、熊谷家畜保健衛生所 |

1 放浪動物への対応

環境部は、県、獣医師会及び動物関係団体等により構成される県動物救援本部等と連携して、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

2 避難所における動物の適正な飼養

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し、飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

3 家畜等の対応

産業振興部は、家畜及び畜産施設等の被害状況を速やかにまとめて熊谷家畜保健衛生所に報告し、家畜の防疫及び飼料等の確保、病畜及び死亡獣畜等の処理等、衛生の確保に協力する。

第 23 節 事前措置及び応急措置等

第 1 市長の事前措置及び応急措置

| | |
|-------|------------------|
| 市担当部班 | 本部事務局、消防部 |
| 関係機関 | 北部地域振興センター、熊谷警察署 |

1 事前措置及び避難

(1) 出動命令等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市地域防災計画の定めるところにより消防本部及び消防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する。

(根拠法令：災対法第 58 条)

(2) 事前措置等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大するおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

(根拠法令：災対法第 59 条)

(3) 避難の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。

2 応急措置

市長は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところによりおおむね以下の応急措置を実施する。

■ 応急措置等のあらまし及び根拠法令

| 応急措置等のあらまし | 根拠法令 |
|---|-----------|
| 消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な措置（以下「応急措置」という。） | 災対法第 62 条 |
| 市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者に対する協力指示 | 災対法第 62 条 |
| 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、警戒区域の設定により災害応急対策に従事する者以外の者に対し当該区域への立入り制限、禁止、退去の命令 | 災対法第 63 条 |
| 水防上緊急の必要がある場所における消防機関に属する者による同じく警戒区域の設定 | 水防法第 21 条 |
| 火災の現場における消防吏員又は消防団員による同じく消防警戒区域の設定 | 消防法第 28 条 |

| 応急措置等のあらまし | 根拠法令 |
|---|----------------------|
| 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときの、土地、建物その他の工作物の一時使用、土砂、竹木その他の物件の一時使用、収用 | 災対法第 64 条第 1 項 |
| 同じく工作物等の除去、保管 | 災対法第 64 条第 2 項 |
| 同じく住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者に対する応急措置の業務への従事指示 | 災対法第 65 条 |
| 水防上緊急の必要がある場所における水防管理者、消防機関の長による土地の一時使用、土砂、竹木その他の資材の一時使用、収用、工作物その他の障害物の処分 | 水防法第 28 条 |
| 水防のためやむを得ない必要があるときの居住する者、又は水防の現場にある者に対する水防従事の指示 | 水防法第 24 条 |
| 消火、延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときの、消防機関に属する者による消防対象物、土地の使用、処分又は使用制限 | 消防法第 29 条第 1 ～ 第 3 項 |
| 同じく消防吏員又は消防団員による火災現場付近に在る者に対する消防作業従事指示 | 消防法第 29 条第 5 項 |

3 損害補償

市長は、応急措置の実施に伴う前記指示により通常生じた損失に対しては、補償を行う。また、応急措置の業務に従事又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

【様式編】28 公用負担命令票

第2 救助法の適用要請

| | |
|-------|-------|
| 市担当部班 | 本部事務局 |
| 関係機関 | |

1 救助法の適用要請

救助法適用の決定は、知事が行う。市は、災害が発生し救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みの場合は、遅滞なく被害状況を知事に報告し、救助法適用を要請する。

2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第 1 条第 1 項の 1 ～ 4 の規定による。
熊谷市における具体的適用基準は、次のとおりである。

■救助法の適用基準

| 指標となる被害項目 | 適用の基準 | 該当条項 |
|---|---------------------------------|--------|
| 市内の住家が滅失（り災）した世帯の数 | 市 100 以上 | 第1項の1 |
| 県内の住家が滅失（り災）した世帯の数そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯の数 | 県 2,500 以上 | 第1項の2 |
| | 市 50 以上 | |
| 県内の住家が滅失（り災）した世帯の数そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯の数 | 県 12,000 以上 | 第1項の3※ |
| | 市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。 | |
| 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当する場合 | 知事が厚生労働大臣と協議 | 第1項の4※ |

※第1項の3に係る事例

◇災害に係った者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害に係った者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※第1項の4に係る事例

◇災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 ◇災害に係った者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害に係った者の救出について特殊の技術を必要とすること。

3 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定方法

| | | |
|---------|--|-----|
| 滅失住家1世帯 | 全壊（全焼・流失）住家 | 1世帯 |
| | 半壊（半焼）住家 | 2世帯 |
| | 床上浸水、土砂の堆積 <small>たいせき</small> により一時的に居住できない状態になった住家 | 3世帯 |

4 救助の実施

救助法による救助は、知事が行い（法定受託事務）、市長がこれを補助する。知事は、市が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

なお、災害救助の程度、方法及び期間については、特別な基準の適用を申請できる。申請は、知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う。

■救助法の適用となる救助の項目

| 救 助 の 種 類 | 実施期間 | 緊急を要する場合の 市実施項目 |
|-------------------|--------------------------|---|
| 避難所の設置 | 7日以内 | ○ |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 7日以内 | ○ |
| 飲料水の供給 | 7日以内 | ○ |
| 被服、寝具その他生活必需品の給貸与 | 10日以内 | ○ |
| 医療 | 14日以内 | ○ 医療班派遣（県及び日赤支部） |
| 助産 | 分娩の日から7日以内 | ○ 医療班派遣（県及び日赤支部） |
| 学用品の給与 | 教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内 | ○ |
| 災害にかかった者の救助 | 3日以内 | ○ |
| 埋葬 | 10日以内 | ○ |
| 生業資金の貸与 | — | 現在運用されていない |
| 応急仮設住宅の供与 | 着工から20日以内 | 対象者、設置箇所の選定 ○ 設置は県（ただし、委任されたときは○） |
| 災害にかかった住宅の応急修理 | 完成1か月以内 | ○ |
| 遺体の捜索 | 10日以内 | ○ |
| 遺体の処理 | 10日以内 | ○ |
| 障害物の除去 | 10日以内 | ○ |

[注] 期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、知事が厚生労働大臣と協議しその同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

【資料編】46 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

